

官報

号外

昭和二十七年五月十二日

第十三回 参議院會議録第三十八号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)午前十一時四十分開議

議事日程 第三十七号

昭和二十七年五月十二日

午前十時開議

第一 圖書館法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第二 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第三 国民健康保険再建整備資金貸付法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 貴金屬管理法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第五 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 玉柳 實君

人事委員 岡田 信次君

同 岡田 宗司君

法務委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

寺尾 豊君

齋 武雄君

堀木 謙三君

森崎 隆君

鈴木 安孝君

三輪 貞治君

平井 太郎君

片岡 文重君

工藤 健男君

佐多 忠隆君

鬼丸 義齊君

小笠原三三男君

加藤 武徳君

左藤 義詮君

鈴木 安孝君

平井 太郎君

森崎 隆君

玉柳 實君

片岡 文重君

鬼丸 義齊君

岡田 宗司君

工藤 健男君

佐多 忠隆君

岡田 信次君

岡田 宗司君

武雄君

同

同

同

同

同

同

電気通信委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

寺尾 豊君

小笠原三三男君

堀木 謙三君

三輪 貞治君

左藤 義詮君

加藤 武徳君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

当せん金附証票法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

貴金屬管理法の一部を改正する法律案可決報告書

国民健康保険再建整備資金貸付法案可決報告書

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案可決報告書

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案可決報告書

圖書館法の一部を改正する法律案可決報告書

去る八日法務委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る九日これを承認した

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 破壊活動防止法案(予備審査)

公安調査庁設置法案(予備審査)

公安調査委員会設置法案(予備審査)

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十七年五月八日

法務委員長 小野 義夫

参議院議長 佐藤尚武殿

去る九日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用の復元促進に関する決議

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

震災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

塩専売法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

震災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

同日本院において採択することを議決した石油関係の輸入税免除に関する請願外四十四件の請願および米空軍機事故による東京都砂川村被害補償の陳情外

七九一

七九一

七九一

○成瀬備治君 私はこの際、早大事件と最近における警察の実力行使に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○中村正雄君 只今の成瀬君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 成瀬君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。成瀬備治君。

〔成瀬備治君等壇、拍手〕

○成瀬備治君 私は日本社会党第四控室を代表いたしました、警官が、如何なる理由があつたにせよ、静粛に無抵抗であつた学生に向つて棍棒で殴る蹴るの暴行を加えて、天下に警官が暴徒であり日本民衆の敵であるかのごとき印象を與へた最大の不祥事たる早大事件について、木村法務総裁並びに天野文部大臣にお尋ねいたすものであります。

実は私は事件が報道されました九日早朝現場に出かけまして調査いたしました。その事実に基いてお尋ねをいたすものでございます。八日の夕刻、私服二名が次官通牒を無視して早大構内に入り込み、学生に発見されるや、館屋であると嘘を言つて身分を隠し、追及されて警官であると泥を吐き、純真な学生の憤激を買つたあげくに、学生代表十名、佐々木教育学部長、滝口学生厚生部長に、警察側、伊

藤神楽坂署長、藤原警備主任、警視庁公安二課の岡村主任、山本巡査の計十六名が、三百二号教室で、問題を平穩に処理すべく話し合いを進めた結果、「手続上に手違いがあつたの一札を善く、書かせる」との伊藤神楽坂署長の約束によつて、事は円満に解決すると思われしのに、正門前で午後九時頃から待機しておつた警視庁予備隊二個中隊を指揮している御藤第四方面本部長が善く必要なしと拒否されていることが判明しましたので、伊藤署長みずから御藤本部長と直接話し合いをすべく電話のある学生厚生部の部屋へ出かけた直後、即ち解決の寸前に、警視庁予備隊は何を血迷つたのか、静かに校庭に坐つて折衝結果の発表を待つていた学生に向つて、何の予告もなく、照明弾を合図に一齊に飛びかかり、全く無抵抗の学生を棍棒で叩きつけ、靴で蹴り、重傷傷者數十名を出したのであります。予備隊は鬼のごとく荒れ狂うこと三十分間、血の海と化した校庭に、頭を割られ、氣を失ひ、重傷にうめきつ、屍のごとく横たわる学生たちを尻目にかけて、「捨せ一人、他は異状なし」の人員点呼の報告を残して意気揚々と引揚げて行つたのであります。「その通り」と呼ぶ者あり。最初から最後まで学生は何一つ抵抗しなかつたのであります。木村法務総裁にお伺いしたい。

第一点は、警官の実力行使は必要にして且つ最小限度に行われるべきものと考へますが、早大事件の場合は情勢判断を誤まつた行き過ぎの実力行使とは考へておられないのかどうか。

第二点、この非常識極まる実力行使の直接命令を出した者は一体誰であるか。その官職と氏名が承わりたい。

第三点、今回の事件は明らかに警察側の誤まつた行き過ぎの行為であるが、これに対して如何なる処罰を加ふるつもりであるのかどうか。

第四点、今後、今回のごとき愚かさなを繰返さないために、警察側に対して何か今日までに具体的な指示を與へたことがあるか。又今後何らかの指示を與ふるつもりであるかどうか。

第五点、山本、荻野両巡査のメーデー容疑者逮捕の方法は最も拙劣な方法であつたと思ふが、総裁はどう考へるか。

第六点、事件の解決の見通しがつき、空腹と疲勞を訴えられた山本巡査を、伊藤署長など警察側の了解を得て、佐々木教育学部長の部屋へ連れて来て、山本巡査に警備主任一名が付き添ひ、佐々木教授、学生五名で弁当をとつたり看護などしたことは、あの状況下においては山本巡査に対して心ある親切な行いであり、軟禁ではないと考へておるが、どういふふうに考へておるか。

第七点、戦前、警官の扱は重大問題であり、警官の扱は又少かつたのであります。戦後、警官の民主化のために整備がビストルに棍棒と変りました。最近この棍棒で頭を割られた者、ビストルで殺傷を受けた者が続出といふ状態であり、警官は棍棒とビストルは全く氣違ひに双物といつたそのものであります。棍棒とビストルが人の敵となつておるのであります。警官に、棍棒、ビストルの使用方法について、嚴重なる指示を與へる必要があると思ふが、総裁はどう思ふか。

最後に、今回の事件は、人民のための警官が逆に人民の生命財産に暴行を加へたものであり、暴力団体の取締の必要を説かれております。吉田内閣自身、警察自身が、日本における最大の暴力主義的団体であることを遺憾なく暴露したものと云わざるを得ないのではありません。「その通り」と呼ぶ者あり。これで一体いゝのかどうか。今後警察官の民主化と人民のための警察行政について、根本的施策を如何にする考へておるのかどうか。以上明確なる答弁を木村法務総裁にお願いいたします。

次に天野文部大臣にお尋ねいたすのであります。最近学生と警官の対立が敏感になつておりますが、早大事件で明らかになつたことは、警官の手帳に自由主義者の教授についての調査事項が記入されてあつたり、一部学生の尾行が記入されてあることであり、明らかに基本的人権を侵す暗黒時代の再出現といふはかありませんが、学問の自由、研究の自由、思想の自由が侵されつつあると文相は考へていないのかどうか。文相はこの基本的人権が過去において如何なる形で圧迫されて行つたかといふことはよく御存じのはずだと思ひます。如何なる決意と方法によつて、学問、思想、研究の自由を守らうとしておるのかどうか。又次官通牒のみで、学園の自由、自治が守られると考へておるのかどうか。

第二点、早大或いは愛知大学などの事件の起きているところへ文部省は直接に出かけて行つて実情調査をやる考へがあるかどうか。

第三点、実力行使の要請について警察側と大学側との間に大きな食い違ひがあります。島田総長は実力行使について要請はしなかつたと文相に報告していると思ふが、その通りと考へていゝかどうか。

第四点、早大における学生の態度が全体としてよく自重していたことは、先日の衆議院の御答弁で認められているのであります。早大における最大の被害者は、実に最初から最後まで何一つ抵抗しなかつた学生であります。今後早大事件や、基本的人権を侵すような秘密調査をなくするために、閣議において或いは警察側に対して何か具體的な要請を出す考へがあるのかどうか。又文部省として独自の対策を立てるつもりであるかどうか。

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 早大事件と最近における警察の実力行使に關する緊急質問

以上御答弁をお願いいたしまして私の質問を終ります。(拍手)

○國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

早稲田大学事件は誠に遺憾に存する次第でございます。私のこれまでの報告を受けた程度におきましては、連絡と情勢判断に遺憾な点があつたように考えられるのであります。只今折角検察庁においてこれらの点については調査中であり、実力行使につきましては、お説のごとくこれは必要最小限度にとどむべきであることは論を待たないところであります。私は常にさように間接に指示しております。御承知の通り今の警察法の建前として、私は直接に指揮監督権を持つておりません。従いまして、間接に実力行使については必要最小限度にとどまるべきことを常に指示しております。

今後この種の事件についてどうするかということですが、これは警察官の指揮者とそうして現地に実際に働く人たちの連絡を緊密にして、そうして現場に働く人たちの修練に常に心がくべきであると考えております。その点について将来遺憾のないようにしたいと私は考えておる次第であります。

それから敢禁の点でありますがお説の通り佐々木学部長らとの間にかけ

る点につきましては、私はこれは敢禁とは認めておりません。併しながらその以前において学生が山本、森野両巡查を敢禁した事実は明瞭になつておるのであります。この点においては学生のほうに行き過ぎがあることは十分であると私は認めております。

而して警察官の棍棒、ピストルの使用につきましては、従来とも私は必要最小限度にとどむべきことを常に言つておるのであります。今後とも十分この点については必要最小限度にとどむべきことを指示するつもりであります。(嘘をつけ)と呼ぶ者あり)従いまして、現在の段階におきましては、警察官の行動その他について検察庁において今取調中であるということを上上げておきます。指揮者についてはまだわかりません。私に報告はありませんが、(今わからないでどうする)と呼ぶ者あり)

○國務大臣天野貞祐君登壇、拍手

○國務大臣(天野貞祐君) 御答弁申し上げます。

第一の点につきましては、学問、研究、思想の自由が今侵されているか。この点につきましてははまだ侵されているという事は認めません。(認めないのか)と呼ぶ者あり)

第二番目に、次官補様で、学園の自治、自由が守れるかということですが、それだけでは守れません。

第三番目に、早大、愛大へ直接調査

に人を派遣するかということでありますが、早大へはすでに派遣いたして詳しく調査もいたし、又総長もおいでになつてよく事情をお聞きしました。愛大のほうは今調べ中でございます。

第四番目に、島田総長が実力行使の要請をしないと報告したかどうかということですが、島田総長は、必要の場合には実力行使も止むを得ないけれども、今度のことについては要請はしなかつたというお話でございます。

第五番目に、早大、東大事件について閣議及び警察当局に対する希望がどうかということですが、これはよく学生というものを指導する事情を御説明して了解を求めたいと思つております。

第六番目に、文部省独自の手法はどうかということですが、これは権力によつてはやれない、教育的にやるよりほかに方法がないので、よく学長諸君に相談をして、教育的な方法によつて学生をよく指導するという考えでございます。(拍手)

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 成瀬君、何ですか。

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 時間が残つていますから再質問を許します。成瀬輔治君。

○成瀬輔治君登壇、拍手

○成瀬輔治君 木村法務総裁にお尋ねをするわけですが、木村法務総裁は全体の指揮を誰がしたかどうかということをお聞きしたい。

もう一つ天野文部大臣にお尋ねいたしますが、警察手帳に自由主義者の教授のいろ／＼のことが調査してある。一部学生の者が尾行されておつたということはあるかと御存じであろうと思ふ。それで、今、学問の自由、研究の自由、そういうものが侵されておらないかと考えになつておられるのか。もう一度私はこの点について重ねて御答弁をお願いするものであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。(はつきり答弁なさい)と呼ぶ者あり) 当時の実際の指揮者が誰であつたかということはまだわかりませんが、(そんなことではまだわかりませんが)あり、その他発言する者多し)検察庁において報告を受けておらないのであります。最高の指揮者は警視總監であることは事実であります。(言えな

いのか)最高の指揮者は總監ということはわかつておる)と呼ぶ者あり)

○國務大臣(天野貞祐君) 只今の成瀬さんのお尋ねのような点について、そういう警察手帳にあるとか、いろ／＼のことはあつても、それはまだ思想の侵される可能態であつて、(笑声)それがまだ現実になつておらないという意味であります。(その通り)「蓋縁するな」と呼ぶ者あり)

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 成瀬君、何ですか。

○成瀬輔治君 今、答弁に私は不満でございますから、時間があると思つて、時間がありましたら一つ再質問をお許し願いたい。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 最後の質問であります。成瀬君、再質問をお許し願います。

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 時間が残つていますから再質問を許します。成瀬輔治君。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。(はつきり答弁なさい)と呼ぶ者あり) 当時の実際の指揮者が誰であつたかということはまだわかりませんが、(そんなことではまだわかりませんが)あり、その他発言する者多し)検察庁において報告を受けておらないのであります。最高の指揮者は警視總監であることは事実であります。(言えな

いのか)最高の指揮者は總監ということはわかつておる)と呼ぶ者あり)

○國務大臣(天野貞祐君) 只今の成瀬さんのお尋ねのような点について、そういう警察手帳にあるとか、いろ／＼のことはあつても、それはまだ思想の侵される可能態であつて、(笑声)それがまだ現実になつておらないという意味であります。(その通り)「蓋縁するな」と呼ぶ者あり)

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 成瀬君、何ですか。

○成瀬輔治君 今、答弁に私は不満でございますから、時間があると思つて、時間がありましたら一つ再質問をお許し願いたい。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 最後の質問であります。成瀬君、再質問をお許し願います。

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 時間が残つていますから再質問を許します。成瀬輔治君。

○成瀬輔治君 再質問をお許し願います。

○議長(佐藤尚武君) 時間が残つていますから再質問を許します。成瀬輔治君。

おきましては、一体この問題は今日どうなつておるのであるか。

この問題につきましては、先ず第一点、大村法務総裁並びに天野文部大臣に、今日までの経過並びにこれに対する若し措置が怠慢であつたとするならばその責任の所在、なお今日以後如何になさんとするものであるか、この点について、特に次官通達について改めて見解をこの際披瀝されることを私は要求するものであります。

第二の問題は、今回の事件は警察の実力行使の可否の問題であります。勿論事件によつては警察は嚴肅にその実力行使しなければならぬことは何人も否定し得ないところであります。が、今回の問題は、藤原公安主任並びに山本巡査の二人が日没前に約八百名の学生に取り囲まれ、不法侵入だ、詫び状を書け、それが駄目なら警察手帳を寄せ、こういう要求をされたと言われしております。又事実もそのようであります。この限りにおきましては、成るほど学生の行為にも一部の行き過ぎを私どもは認めるのであります。が、「その通り」と呼ぶ者あり問題、その後において警察側が言うような、百十番教室において学校、学生、警察、この三者が協議を始めて、十二時を過ぎても解決がつかない。警察官も出て来ない。よつてこれは実力行使に値するものと私は実力行使の命令が発せられたと思ふのであります。

で、この実力行使が真にそれに値するものであるかどうかを私はお尋ねしたい。尤も今の成瀬君の再三の質問に對しては、その責任者がわからぬ、こうおつしやつておるのであります。私が、私はその責任者をここで指摘することも実は可能なのであります。が、それは筋の通つたものでもありませんし、當を得たものでもない。指摘はいたしません。要するに、警察と学校とが話し合ひをして。而も又警視總監も不必要な摩擦を避けるように指令していたと伝えられておる。そつして現場における交渉が比較的円滑に始まり、而も極めて円満にその最終段階に至らんとした時に、予備隊が突然行動を起したというこの事實は、少くともこの予備隊に命令を発する者が命令を発したことだけは明らかなのであつて、これだけの第一段を私はあなたに教へておきますが故に、その前提に立つて成瀬君のさつきの質問を満足せしめる結論を早く生む、そつしてこれを発表し、その責任を追及することが肝要であらうと存するのであります。要するに、この行為が実力行使に値するかどうか、これを聞きますると同時に、今度の問題に關連いたしまして、警官の訓練、或いは新たに任用する者の教養、こういうものに對して法務総裁は如何なる所見を持たれるか。これらにつきましてとくとこの際明示されますると同時に、全般の

警察側の行為は總括して法務総裁としては如何なる見解をとられるか。そつしてこれを政府としては如何に教訓的に學びとられて、今後如何なさんとするものであるか。これらにつきまして一つ明快なる答弁あらんことを要求するものであります。

次に私は文部大臣に對してお伺ひしたいと存じます。先ほど申しました先ず次官通達に關しての答弁を願ふことが第一点であり、第二点といたしましては、この問題の時に、大隈講堂前に並んでいた予備隊に向つて「ポリ公帰れ」とか、「おい、いぬ、くたばれ」とかいうような極めて不禮當な言葉が投げられた、從つてこれは学生側も悪いのだ、こつうい見方が一部にありますが、私にはその現象だけをつかんで学生側を悪いとはし得ないと思ふのです。併しながらこつうい品位のない学生の言葉が発せられたことも又事実なのでございまして、今後文相は大学教育に對して根本的にはどう考えられるか。特に今後の学生の政治活動に對する見解並びに指導方針等について、この際、構想あらば承りたいと存するのであります。

れども、この種の審議會なるものは常に官僚独善に陥る可能性なしとしな。而も又この審議會が将来大学教育或いは学生の政治活動等についても基本的な対策をきめると我々は聞かせられておるのであります。が、これの性能、並びに、如何なる構成を以てこの審議會を設立し、同時に今後の日本の文教政策を如何なさんとするものであるかのうちに、特に大学教育に關し、なお学生の政治活動の限界、及びこれに對する対策等について承りますると同時に、その審議會の構成の今の予定案等については是非とも承つておきたいと思ふのであります。

要するに、民主国家であると言ひながら、かかる暴力行為が相次いで起りますことは誠に悲しいことであり、この暴力行為を特に警察側が誘導するがごときことは言語道断でありまして、この点につきましては特に私は木村法務総裁の責任ある答弁を要求して、私の質問を終るものであります。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君答壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

メーデー当日において警官のとつた処置は、私は極めて消極的であつたといふことは、今でもその確信は動かない。(馬鹿言ふな)と呼ぶ者あり)あの當時の事情から考えまして、警察側は極めて自重しておつたのであります。

申すまでもなく警察官は、或る部分については、丸ノ内警察署において待機したのは拳銃を持たせなかつたのであります。暴徒の武器に對して殆んど棍棒一つで以てこれに對抗したといふやうな事情で、當時の警察官の措置としては極めて消極且つ極めて慎重な態度であつたといふことは、その確信において今も変わっておりません。

早大事件につきましては、私の先刻の答弁において明らかなるごとく、情勢判断を誤まつた疑いがあるので、只今折角檢察庁において調査中でありまして、而してこの責任者については、(逮捕状だ)その警官を逮捕しろ)と呼ぶ者あり)御承知の通り教段階に分れておるのであります。果して本當の責任者が誰であるか、只今のところわかつておりません。(いつわかるのだ)その警官を捕えよ)と呼ぶ者あり)從つて只今檢察庁において調査中であります。

次官通達につきましては、これは文部省と各大学とそれと連絡をとつてその調整の誤まりなきことを期しておられると信じて疑わないのであります。(それは政治が悪いのだよ)と呼ぶ者あり)

〔國務大臣天野貞祐君答壇〕

○國務大臣(天野貞祐君) 第一のお尋ねの次官通達のごときでございますが、次官通達で以てまだ蔽ひ切れない部分について警視庁のほうとよく話し合

いをしよと思つて、私どものほうから一つの案を出して、それをお互いに相談いたしておる途中でございます。

○私服は自由に入つていいのかわか(者あり) こうした大学の根本対策と申すことは、先ほど申しましたように、これは権力的には行かない。どうして教育的にやるより仕方がない。それで学長を呼んでよく連絡をして、教育的に学生をよく指導して行くと思つております。政治活動については、教育基本法の本質からいって、学内ではこれを認めない。けれども、学外においては、選挙権の行使などは当然のことでございますが、併しその他の政治活動は、学生本来のあり方から言つて好ましくないと思つております。

それから第三番目の中央教育審議会でございますが、中央教育審議会は、今後日本の教育をどうして行なつたらよいかということについて、世間一般の人たちが、このかたんがきめたことならもう無理はないだろうというようなかたんにお願いして、一党一派にとらわれることなく、全く公平な立場からきめたいというふうに考へております。(拍手)

○相馬助治君 自席から再質問……

○議長(佐藤内閣武君) どうぞ。

○相馬助治君 木村法務総裁に私が質問した中に、警官の現在の教養を十分

であると思ふかどうか、十分でないとしたならば、その教育その他についての根本的な構想を持つておるかどうか、こういう質問がございましたが、これに対する答弁を私は重ねて要求いたします。

○国務大臣(木村篤太郎君) 自席からお答えいたします。(いかん)「誠意がないぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(佐藤内閣武君) 木村法務総裁に申し上げます。御答弁を願います。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。警官の教育については、必ずしも十分であるとは考へておりません。今後あらゆる方面からこの警官の訓練教養について努めたいと思つて、殊に警察大学、警察学校等を利用して、訓練と教養に折角努力いたしたいと考へております。(拍手)

○議長(佐藤内閣武君) 矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 私はこの際、最近就死しつある学園事件、政治教育、学生運動等に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○水橋藤作君 只今の矢嶋君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤内閣武君) 矢嶋君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤内閣武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 私はこの際、最近就死しつある学園事件、政治教育、学生運動等に関する緊急質問を、吉田首相、天野文部大臣並びに木村法務総裁になさんとするものであります。

統括する学園事件の内容性格には若干の相違はあるが、近來、京都大学、北海道大学、東北大学、東京大学、教育大学、愛知大学、このたびの早稲田大学と、枚挙にいとまがないほどあります。これらの事件を通じて、警察に對する一般学生の感情は極めて過敏となり、微妙な状態にあるようであり、一部行き過ぎた学生の行動等に對しては、強力なる指導が今日ほど要請されることはありません。或る特定の政党のみが学生運動に関心を持つのみでは事足らないのであつて、この際、各党派を超越して、全国民がこの学生の指導に當るべき重大時期であると考えざるものであります。(大いにおやりなさい)と呼ぶ者あり)これらの事件を一部不逞分子の策動のみによるものと考え、権力により取締らんとするがときは、事態を解決するものではなく、類似の問題は今後も統括するであります。我々は先ずその根源を突めて対処しなければならぬと考へるものであります。(その通り)と呼

ぶ者あり)現在の大学生の多くは、中学校の前半を太平洋戦争の末期に過ごし、勤労学徒として出動し、幼き身を戦争遂行に駆り立てられ、敗戦後、その劣悪な環境の下に、中学校、高等学校を経て今日に至つたものであり、学徒動員によつて戦争中苦汁を嘗め、戦後新憲法の下に、民主主義、平和主義の教育を受けて来たもので、戦争を嫌い、平和を愛する情熱は極めて強く、新憲法の高い理想の具現に對しても、青年らしい強い信念と願望を持つているのであります。お互いの青年時代の感覚を以てしては測り知ることができないものがあるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

一方、我が国の諸情勢は、政府の政策のもたらすところ、憲法無視の事態は枚挙にいとまがないほどであります。一例を學生に直接関係あるものにとつて申すならば、義務教育無償、教育の機会均等は掛声ばかりで空転し、勤労大衆の子弟はその学費に窮し、進学を断念する者もあり、向学心に燃え進歩した者も、大多数はいわゆるアルバイトによつて苦難な学生生活を送つているのであります。内職収入に依存しなければならぬ學生は実に約五五%であり、就職できる者はその約二〇%に過ぎない状況でありまして、下宿、間借はパン／＼に追い出しを喰う実情であります。勿論日本育英会の貸付金制度がありますが、適用を受ける者は

大學學生にて學生總數の二〇%に過ぎず、その單価は、当初、學生の生計費、教科書、学用品を入れて全体の經費の三分の二を貸付けるものとして、單価月九百円を決定したまま數年來据置きのままになつております。一方、授業料は、御承知のごとく本年度から実に六割六分の大引上げをなしたのであります。学童給食も、補助打切りによつて父兄の負担は約六割増となつたのであります。他方、再軍備はしないと言明は発言しながらも、警察予備隊五百四十億、海上警備隊七十三億、安全保障費五百六十億、防衛分損金六百五十億円等、合算すれば、一般會計歳出總額八千五百二十七億円の約二%に上る巨額となつておるのであります。これに對しまして、七十一の国立大學、五十二の附置研究所並びに附置高中小學校等を合せまして、国立學校の予算總經費は僅かに二百五億、文部省所管の總經費は全予算額の僅か四%の三百五十二億にとどまつておるのであります。憲法第九條に關連する戦力問答には、學生諸君は実に割切れないものを持つておるのであります。更に政府は、破防法、集団デモ取締法、警察法改正、ゼネスト禁止法等の立法によつて、憲法に保障される思想及び良心の自由、集会、結社及び言論、出版の自由、団体行動権の自由を脅かさんとしておりますが、これら一連の施策は、理想にあらがれてゐる學生

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 最近就死しつある学園事件、政治教育、学生運動等に関する緊急質問

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 最近統死しつつある学園事件、政治教育、学生運動等に関する緊急質問

諸君を納得させ得る説明が果してなされていられるでしょうか。

そこで私は吉田首相にお伺いいたしますが、吉田総理の言われる自衛力の増強と憲法第九條との関係を、一般通念によつて納得のできるような説明と実践をなされるお考えはないか。更に文化国家らしく、文化的性格を持つ予算案の編成に努力する意思はないか。授業料引下げ、育英資金の大幅増額、学生厚生補導費の大幅増額を固なお考えはありますか。更に競輪、競馬、ボートレース、ドッグレース、ハイアライ等、一連の賭博政策を放棄又は抑制するお考えはありますか。お伺いいたしたいのであります。

更に文部大臣にお伺いいたしますが、文部大臣は再軍備に賛成なのか、反対なのか。更に現代の警察予備隊等の政府のいう自衛力は、憲法第九條に規定する「その他の戦力」に該当するものと学生諸君の大多数は考えています。文相の所見は如何でございますか。学生諸君の納得のできるような説明をするなり、或いは十分説明できるように憲法を改正するなり、ともかく憲法の規制と政治並びに教育の実態とが合致するようにすることが学生指導上最も大切なことと考へるが、文相の所見を承わりたいのであります。

次にお伺いいたしたい点は、この間の早稲田大学の事件については、いろいろと質問がなされましたが、現在学

生と警察がこれほど感情的に対立しているときに、もう少し慎重な態度はとられなかつたものであるか、これらの点について法務総裁はどのようなお考えになつておるか、承わりたいのであります。

法務総裁は、情況の判断と連絡の十分があつたと認める、こういう答弁をなまつておられますが、私の承わるところでは、確かに当時の山本巡査は瀕死の状態にあるという情勢判断の下に突撃をやつたと承わつておられますが、誠に遺憾に存じます。私はメーデーの当日偶然にも皇居前においてあの状況を見たものでございますが、あの当時も、警察官の情況判断、連絡不十分さには私は呆れたものでございます。

更に実力行使の問題につきまして、早大の学長は了解を與えていないというのに対しまして、田中警視總監は、増井第一警備部長を通じて了解を得ておる、こういうふうな意見が食い違つておられますが、これにつけても私は思い起すことは、先般の東大第一次事件のときに、前本富士警察署長は本院において宣誓の上においてたゞめを供述したことは、御承知の通りでございます。そうしてその後日において、その供述を讀して偽証問題を起しかけたことは御承知の通りでございますが、こういう事実を知るところの国民といたしましては、この増井第一

警備部長が了解を得たということに信ずることはできず、早大の学長の言葉を信頼せざるを得ないのであります。この御承知の通り、警察官の偽証問題も国会において起さんとする警察官の行動について、法務総裁は如何にお考えになりますか、承わりたいのであります。

次に私は承わりたい点は、先ほどの相馬君の質問にもございましたが、この一連の問題を考えますと、第一次東大事件のときに問題を起した警察官諸君は、二十一歳並びに二十二歳の警察官諸君であり、更に第二次東大事件のときの星野巡査は弱冠十八歳の警察官であつて、逃げる学生をあとから発砲いたしておられます。更に北大事件或いは教育大学事件のときは大学の学生大会の学長の許した揭示を写して問題を起しておられます。更に第一次東大事件におきましても、第二日目に大学に連絡をとることなく逮捕に警察官が向わなかつたならば、第一次東大事件といふものはあんなに重大化しはしなかつたのでございます。更に今度の早大事件につきましても、情勢分析を的確にやつておりましたならば、かくのごとき無謀な実力行使によつての悲惨事を惹起することはなかつたのでございまして、こういう角度からも、警官の年齢、教養、これらにつきましても私は根本的な問題があると思へるものであります。これに対して法務総裁は具

体的な見解、対策を持つべきと考えますが、その所見を承わりたいのであります。

なお、文部大臣にお伺いいたしますが、これらの問題を通して、警官の教養といふものを、文部大臣は、教育者として、文政行政の責任者としてどういふふうにお考えになつていかも、この際承わりたいのであります。

最後に伺いたい点は政治教育の問題でございます。先ほどの相馬君の質問に対しまして、大臣は、学生の政治活動は教育基本法の第八條云々というのを申されておられますが、私はこの際にお伺いいたしたい。それは教育基本法の第八條の学校という「法律に定める学校」の解釈でございまして、この第八條の解釈につきましても、文部省は昭和二十四年六月十一日大臣官房総務課長の名義によりましてこの解釈を出しておられますが、その解釈によりまして、「第二項の趣旨は、学校

の政治的中立性を確保するところにあります。もとよりここに規定されているのは教育活動の主体としての学校の活動についてでありまして、学校を離れた一公民としての教員の行為についてはありません」と、こう書いておられる。ましてや学生の政治活動を、学生の行動を、教育基本法の第八條の学校においては私は規定しているものではないと思へますが、これに対する大

臣の見解を承わりたいのであります。

なお昨日の十一日の朝日新聞を見ますと、現在文部省では、この第八條の「学校は」の解釈を、学校当事者という意味でなく、教授、学生を含めた広い意味の学校と解釈している。かくのごとく、教育基本法の制定の当時とは雲泥の差のある拡大解釈をなしておられますが、この意思があるのかないのか、若しあるとするならば、それでよろしいのかどうか、伺いたしたいのであります。成年に達した学生諸君が現在の政治にあきたらずに政治活動をすることは、これは当然であつて、成年に達した学生の政治活動を禁止する前に、学生に理解させ納得させる政治が先行すべきものと考へますが、大臣の所見を承わりたいのであります。

最後に、この点について法務総裁に承わりたい点は、法務総裁は先般の文部委員会に参りまして「政治教育については教育基本法の第八條に規定がある、その規定によつて学生の政治活動といふものは個人の活動もいけないのである」と文部委員会でお答へしておられる。如何なる根拠の下に教育基本法の第八條の政治教育の第二項をそういうふうな解釈されておられますか。私はこの際明快なる答弁を要求するものであります。(拍手)

〔國務大臣天野貞祐君登壇、拍手〕
○國務大臣(天野貞祐君) 第一に憲法の問題につきましては、学生が憲法を守るという事を考えることは当然でございますが、併し学生の政治活動には限界があるというふうに考えております。

第二番目に、警官の教養ということについては、私はこれは非常に必要だと思つて、実は文部省に入りませんまでも、いつでも警察大学とか警察の学校に頼まれば、私はどんな都合をしてでも行つて、警官の教養に従事したように、これは非常に必要なことだと考えております。(〇似合いですね「警察学校長のほうがいい」と呼ぶ者あり)

それから三番目は、教育基本法第八條の解釈でございますが、これは法律的には文部省が前に申しした通りでございますが、今学長諸君はその精神に則つて適当な指導を学生に対してなさつておられます。

いろいろどうも矢嶋さんのお尋ねが私には以上のように解釈されましたので、その通りお答えいたします。(拍手)
〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。警察官の実力行使については先般申し上げた通りです。殊に慎重を期すべきであつて、その必要最小限度にとどめるべきは当然であるのであり

ます。本件の場合におきましては、行き過ぎの点があつた疑いを私は持つておるのでありますから、只今検察庁において調査中であります。(いつ調査する「下呼ぶ者あり」又増井部長と島田学長との間の言葉の行き違い、これは確かにあるのではありません。この点についても只今公正な第三者的立場においてこれを調査中であります。而してこの警察官の行き過ぎの点が万一法規に觸れるような違法の点があれば、これは法規の命ずるところによつて処理すべきが当然であると考えております。

次に学生の政治活動については、これは学生の身分乃至はその節度の面から当然規制を受べきものであると私は考えております。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 内閣総理大臣の答弁は他日に留保されました。
〔矢嶋三義君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 矢嶋君、何ですか。
○矢嶋三義君 再質問……。この席上でお許し願ひたい。

○議長(佐藤尚武君) ほんの僅かしか残つておりませんから、そのおつもりで……。
○矢嶋三義君 文部大臣に重ねてお尋ねいたします。学生諸君は、現在の警察予備隊を憲法第九條の「その他の戦力」と大部分の学生は思つて、非常に国家に対して不信を持つてゐるのであります。これらの学生行動は一連の関

連性があると思ひます。文部大臣は警察予備隊を憲法第九條の戦力とどういふように考えていられるか。その答弁を伺ひたい。
もう一点、教育基本法の第八條の擴張解釈の意思があるのかないのか。その擴張解釈をしていいのかどうか。その点の御答弁を煩わしたい。
法務総裁に伺ひたいのは、先ほど私は警察官の教養に關してということについて申し上げましたが、学生諸君の怪我をしてゐる者を見ると、うしろから打たれてゐる。東大の第二事件を見ても横合いからやつてゐる。メーデーでも、うしろからやつてゐる。今度の早大事件も逃げるところをうしろからやつてゐる。それで、その九割の学生は後部部に打撲傷又は裂傷を受けております。暴徒に対する正当防衛でなく、國民のうしろからやるというのが今度の警官の行動であります。これは警察法第一條の精神がよくわかつていないということと、それからその警察官の教養が非常に低いためであると私は考えますが、そういう國民の負傷した状況から大臣はどういうふうに考えておられますか。どういふ態度をおとりになるか、御答弁を煩わしたいのであります。(どういふ責任をとるか」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(天野貞祐君) 警察予備隊の維持ということについてレーゾン・デートルを持つておりますから、これを軍隊とは解釈いたしません。(「その通り」と呼ぶ者あり)

それから第二の基本法八條の問題につきましては、これは学長自身がその精神に則つて適当に学生を指導されることと考えております。(「何だかわけがわからんよ」と立法当時の速記録を見て下さい、勝手に擴張解釈されたら、たまつたものではない」と呼ぶ者あり、拍手)
〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。
警察官の教養の点については、先ほど申し上げました通り、現在の程度においては必ずしも十分でないと思つておりますから、今後警察官の訓練教養については十分の力を盡したいと考えております。(「うしろからやるのはどうするか」「人権擁護の意思があるか」と呼ぶ者あり)

〔堀眞琴君発言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君。
○堀眞琴君 私はこの際、人権擁護に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。堀眞琴君。
〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○堀眞琴君 私は、最近頻々として起つておりますところの人権蹂躪に關しまして、人権擁護の立場から緊急質問をいたすものであります。
御承知のように、憲法に保障された基本的人権は人間の不可侵権でありまして、如何なる法律、如何なる権力によつてもこれを侵すことができないものとされてゐるのであります。憲法の第十一條、第九十七條に規定されたのはその意味なのであります。而もこの基本的人権は人類多年の闘争によつて獲得されたものでありまして、決して一朝一夕にして得られたものではないのであります。例の十七世紀のイギリスの革命、十八世紀のアメリカの獨立、更にフランス革命を経てこれが確立を見、法制化されるに至つたものであります。このことも又我が憲法の九十七條に明確に規定してゐるところなのであります。従つてこの基本的人権に關しましては、國民の一人一人がこれを尊重しなければならぬことは言うまでもありません。そしてこれが蹂躪に對しましては、あらゆる力を以てこれに對抗しなければならぬことも言うまでもないのであります。國家についても又同様であると申さねばなりません。ただ國家の場合におき

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 堀眞琴君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和二十七年五月十二日 參議院會議録第三十八号 人権擁護に關する緊急質問

ましては、その持つところの政治性、或いは国家形態の如何によりましては、若干そこに違いがあることも認められます。即ち、まだ遅れた政治形態の国、例えば絶対主義的な形態をとっている、或いは専制主義的な形態をとっているというような場合におきましては、国家権力からの自由ということ

が重点となつて参るのであります。併しながらこれに對しまして、近代国家が完成され、民主政治が確立されている場合におきましては、国家がむしろ積極的に基本的人権を尊重する義務を負わなければならぬと思つてあります。日本は民主国家としての経験が極めて浅いのであります。民主的な政治制度がまだ完全には確立されておらずに、その内実は、單に民主国家の形態を、それらしい形態を備えたというだけに過ぎないのであります。例へば官僚制度の一つをとつて見ましても、今日なお封建的な、天皇制的な官僚の残滓が依然として残つていて、というのが実情であります。従つて日本の場合につきましては、その面から国家権力からの自由ということが強調されなければなりません。それと同時に、日本が民主国家を完成するといふ観点から申しますならば、国家が基本的人権の尊重に關して積極的な義務を負ふものと考えなければならぬのであります。この二つの要請が同時に

日本において充たされるのでなければ、この基本的人権の保障は十分でないと思ふべきであらうのであります。この点に關しまして、私は、首相、法務総裁はどのような見解を持つておられるか。先ず第一にお尋ねしたいのであります。

ところが、最近この国家権力からの自由も踏みにじられ、又国家の積極的義務も殆んど顧みられず、いわば憲法上に保障された基本的人権は空文に歸しようとしたておるのであります。先のメーデー騒擾事件後の容疑者の逮捕の問題などを見ましても、單なる聞き込みである、或いは推定であるといふようなことによりまして、逮捕をいたしてあります。勿論、現行犯乃至は客観的に十分認められるところの証拠によつてこれを逮捕するならば問題は無いのであります。併し單に推定であるとか聞き込みであるとかいふことによつて、騒擾事件後の容疑者逮捕を行なつておられるといふことは、頻々として行われておられることは、極めて残念なことだと申さなければなりません。又本日各議員によつて質問されましたところの早稲田大学事件においても同様であります。事件の解決直前に武装警官が数百名学園に乱入し、警官に何ら抵抗しないところの学生に對しまして、或いは傷け、或いはなぐり、極めて遺憾な状態を現出したたのであります。そのほか、愛知大学の

事件と言ひ、或いはその他の各所におけるところのいろ／＼な事件と言ひ、極めて遺憾な事件が続出したておるのであります。そうしてこれらの事件を通じて痛感されることは、警官が国民、特に労働者、学生に對して感情的に反撥して、場合によつては警察官のほうからして挑発的な態度にさえ出ている節が見られるのであります。私は丁度メーデー騒擾事件の当時、あの広場におきまして、つぶさに警官の行動を見たのであります。私が見ておりますときに、実は矢嶋君に私はあの広場の中でお目にかかつたのであります。私が、私の見ている前で、いわゆる警官の言うところの暴徒でない、一般の市民たちの集まつて見ておつた場所に、警官が突撃を開始した。そして、例えば木の上によつて見ておつた者を引ずり下ろすとか、或いは逃げ惑うところの市民たちに對しまして警棒を振り回すといふような、極めて遺憾な状況を私はこの目で見ておるのであります。こういうような警官の人権蹂躪といふものは、本来、警官が保護すべきところの人権を蹂躪するといふこと

は、私は人権蹂躪の中でも最も忌むべきところのものだと申さなければならぬと思ひます。その根本は、要するに政府の権力政治、抑圧政治への逆行の一表現である。「そうだ」と呼ぶ者あり。こう申さなければならぬと思ふ。

又、私がこの目で見た、何の罪もない、事件に關係のない市民たちに對しまして、警官が暴力を振つたり、これを負傷せしめたといふようなことに對しまして、一体、法務総裁としてはどのような責任をとられるのであるか。又早稲田大学の学生に對するところの警官の行動に對しましてどのよるの責任をとられるのか。先ほど成瀬君の質問や相馬君の質問に對しまして、私は極めてその答弁が不まじめであつたといふことを感するのであります。この点について重ねて法務総裁の満足な答弁をお願いしたいと思います。又同時にこの問題に關しまして文相がどのように考えられているか。その点も併せてお尋ねしたいと思つてあります。

基本的な権利を行使する、勿論それには義務を伴うものであります。自由が責任を伴うものであるといふことは、これは言うまでもないのであります。その意味において、国民はそれらの人権を濫用してはならないといふことも勿論であります。憲法第十二條にそれが明確に規定されておるのであります。併しながら法律を以てしても人権を奪うことができないといふのは、権利自体、自由自体を奪い去ることができないといふことでもあります。つまり、このような法律を制定することはできないといふことを意味するのだと考えなければなりません。従つて、例

えは言論の自由であるとか、或いは思想の自由であるとか、研究の自由であるとか、宗教の自由であるとか、集会結社の自由であるとか、これらの自由を奪うような、或いはこれを制限するような法律を作ること、これは不当である。憲法違反である。従つて又、地方公共団体が数年来、例の公安條例を制定いたしておりますが、これ又憲法上から申しまするといふと不当なものと思ふのであります。そのためにこそ憲法上の保障といひました。裁判所に違憲立法の審査権を認めておるのであると申さなければならぬと思つてお尋ねいたします。ところが、ここで問題になるのは、憲法第十二條、十三條の言うところの公共の福祉に對するの考え方です。なぜなら、憲法十三條の後段には、公共の福祉に反しない限り、個人の権利を尊重すべきであるといふことを規定いたしております。これを根拠といたしまして、人権のすべてに通じてかような制約が存在し、公共の福祉の見地からして、法律を以て人権そのものに對し制限を加えることができるかと考へられやういふのであります。ところが公共の福祉といふ概念は極めてその意味内容があいまいであります。どのようにしてこれを解釈することができるのであります。若しこのような概念を以て人権そのものを制約するということになりますれば、これが非常に大き

な憲法上の問題ではないかと思つております。最高裁判所が昭和二十三年三月十二日の判決で以て、この十三條の後段に對しまして次のような解釈を與えております。公共の福祉という基本原則に反する場合には、生命に對する國民の権利といへども立法上制限乃至剝奪されることを當然予想してゐると言わなければならぬ。こゝういふ解釈を下しておるのであります。若しもこのように解釈するならば、基本的な人權を保障した憲法第十一條の、人權を以て不可侵永久の権利であると規定し、九十七條が現在及び將來の國民に對し侵すことのできない永久の権利として信託された旨を規定しておるのであります。この永久に侵すことができない権利として規定した憲法の條文と明らかに矛盾する結果とならざるを得ないのであります。もと／＼公共の福祉の觀念を、人權に對して優れたもの、優位なもの、それを剝奪し得るところの原則として確立することは、法律上誤りでありませぬ。なぜなら、法律は一般に公共の福祉のためのものであります。法律自体が公共の福祉と對立するとは誤りでありませぬ。ところが近代社会におきまして、この利害の對立、特に階級の對立は、法体系に分裂を來たしたたのであります。國民の大半を占めるところの勤勞大衆の利益、これこそが公共の福祉の内容をなすものであります。

が、ところが公共の福祉を認定するところのものが、この勤勞大衆の利益を無視して、いわゆる公共の福祉によつて一方的に法律を制定し或いは解釈しようとしたしておるのであります。法務總裁は、この公共の福祉に關してどのような所見を持つていられるか、これを承わりたいのであります。更に最後に、最近破壊活動防止法案或いは警察法の改正法案、デモ行進等の取締法案、或いはゼネストの禁止法案であるとか労働法規の改正法案、一連の法律案が、一連の法律案が、いわゆる治安の目的という名目の下に上程され乃至は上程されようとしたしております。もと／＼如何なる国家もその社会生活にとつて有害な行為につきましてはこれを禁止するのであります。又個人の人權行使につきましては、社会の他の成員に對し同一の権利の享有を保障するためにその濫用を禁じて來たのであります。併しながら、いつの時代でも、又如何なる国でも、その行われるところの禁止事項というものは、ほかならぬ君主のためである、官僚のためである、或いは軍閥、財閥、地主などの特權や利益を保護するためのものであつたといふことは、例外的ない事でありませぬ。國民の大半を占めるところの勤勞大衆がこれに反對し、抗議をすれば、公共の福祉の名目の下にこれが弾圧を受ける、取締法規によつてこれを罰するというのが、今日までの

實情であります。日本も再びその道を取らうとしておるのであります。御承知のように、ジョン・ロツクに由來するところの抵抗權の主張というもの、國民の權利を擁護する最も重要な意義を持つものであります。アメリカの獨立宣言が「人間は神から一定不可譲の權利を與えられたものであるからして、如何なる形態の政府といへども、これらの目的を破壊するものとなるときは、いつでも人民はこれを改陸して、彼らの安全と幸福をもたらしめんと認められるやうな、かかる原則を基礎とし、又かかる形態において權力を組織化する新たな政府を創設するところの權利を有する。」こゝういふことを自明の理として宣言いたしております。

又國連の世界人權宣言におきましても、「若し人間が虐政と圧制に對して、最後の手段として反逆に訴ふることを余儀なくされるべきでないならば、人權が法の支配によつて保護されるべきことが先ず何よりも不可欠である」といふことを聲明しております。各国が基本的人權の保障をその第一義とすべきことは言までもないのであります。ところで、これら一連の治安法案に對しまして、總評を中心とする労働組合は「質問の要點」と呼ぶ者あり、第三次ストの準備をいたしております。これに對しまして法務總裁並びに労働大臣はどのような所見を持つていられるか、これを伺いたしたのであります。

（拍手）
〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕
○國務大臣（木村篤太郎君） お答えいたします。
國家が國民の基本的人權を尊重し、これを保護すべきは、近代國家として當然のことでありませぬ。〔やつてないじやないか〕と呼ぶ者あり併しながら、この個人の人權といへども無制限のものでは決してないのであります。憲法第二十二條において明白に規定して通り、公共の福祉のためには制限を受けるのはこれ又當然である。個人の人權を尊重する余り、多数の個人の人權を無視することは到底あり得ないことである。この面から見ましても、公共の福祉のために個人の人權が或る程度制限を受けるという事は、これ又當然の事實でありませぬ。これ又最高裁判所の判決が明らかに判定を下しておるゆゑんであります。メーデーの當日のことにつきましては、私は甚だこの暴徒に關して遺憾の点があるのであります。民衆は決してこれを支持しておりませぬ。第三次ストに對しては、さういふ計圖があるかどうかについては私は關知いたしません。賢明なる組合員諸君は、さういふことは私は恐らく「何が賢明だ」と呼ぶ者あり）ないことを私は期待してやまないものであります。〔うまいことを言うな〕と呼ぶ者あり）

（國務大臣天野貞祐君登壇）
○國務大臣（天野貞祐君） お尋ねの点につきましては、一方においては、學生によく次官通達の意味を徹底して、誤解ないようにしようと思つております。他方においても警察に学園の性質をよく理解してもらつて努力するように考へております。〔早くやりなさいよ〕と呼ぶ者あり）

〔國務大臣吉武惠市君登壇、拍手〕
○國務大臣（吉武惠市君） 堀さんのお尋ねにお答えをいたしますが、今回政府が提案をいたしました労働法の改正は、週日吉田法曹君にもお答えいたしましたごとく、第一の点は、國家の現業官庁の職員に對して、國鉄、専売と同じやうな國交権を付與しようといふのが一点と、地方庁におられますやはり現業職員、即ち市電とか或いは水道等にも同様な公労法のような取扱をしようといふのが第二であります。第三に緊急調整がござりますが、これも國民に重大なる損害或いは障害を與えるやうな場合に、争議に入らないで、労働委員会によつて解決をするやうな途を開こうといふやうなことでございまして、決して私ども基本的人權を制限するやうなつもりではござりませぬ。これに對して總評は第三波のストを與えておるやうなふうもござりますが、この点につきましては今朝の幹部の者によく話しました点で、こゝういふ法律に對して反對をするということば明らかに政治ストでござりますから、

（國務大臣吉武惠市君登壇、拍手）
○國務大臣（吉武惠市君） 堀さんのお尋ねにお答えをいたしますが、今回政府が提案をいたしました労働法の改正は、週日吉田法曹君にもお答えいたしましたごとく、第一の点は、國家の現業官庁の職員に對して、國鉄、専売と同じやうな國交権を付與しようといふのが一点と、地方庁におられますやはり現業職員、即ち市電とか或いは水道等にも同様な公労法のような取扱をしようといふのが第二であります。第三に緊急調整がござりますが、これも國民に重大なる損害或いは障害を與えるやうな場合に、争議に入らないで、労働委員会によつて解決をするやうな途を開こうといふやうなことでございまして、決して私ども基本的人權を制限するやうなつもりではござりませぬ。これに對して總評は第三波のストを與えておるやうなふうもござりますが、この点につきましては今朝の幹部の者によく話しました点で、こゝういふ法律に對して反對をするということば明らかに政治ストでござりますから、

この点は十分自重するように要望した次第であります。(拍手)

〔岩間正男君発言の許可を求む〕

○副議長(三木治朗君) 岩間正男君。

○岩間正男君 私はこの警察の学園干渉に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 私は只今の岩間君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 岩間君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 五月一日人民広場でメーデー労働者に大暴圧を加え、多数の死傷者を出すに至つた警官隊は、その後、半気違ひのようになつて、誰彼の見境もなく検挙を続けているのであります。八日夜半、早稲田大学に不法乱入して大暴行を働き、遂に無抵抗の学生に大きな危害を加えるに至つたのであります。このことは誠に言語に絶する行為であり、人権擁護並びに学問の自由にとつて到底許すことのできない逆行行為であります。私はここに日本共産党を代表して、これら事件の真相を徹底的に糾明し、その責任の所在を明らかにせんがために吉田首相並びに関係関係諸君に質問するものであります。

先ず私の第一にお尋ねしたいことは、警官の早大侵入の動機並びにその方法等についてであります。この点に關し警察並びに政府側は、警官の早大立入りはメーデー事件の密着者逮捕のためである、その公務執行に對し学生側は次官通牒を楯に取つてこれを防害したと強調し、飽くまで自分の暴行を合理化せんとしているのであります。現に天野文相は一日の衆議院本会議において、学生側のかかる行動は非法であるとして断じていることである。これは次官通牒の當の責任者である文相大臣の言としては甚だ軽率極まるものであります。無責任な放言と言わなければならぬと思つております。先ず当日早大に赴いた警官は私服であつて、学生たちに捕われるや、その一名は早大にも逃げ出している。而もそのつかまつた一人は、その職業を尋問されるや、偽屋であると偽つてゐるのであります。而もなお追及されるや、止むなくその正体を告白している有様であります。これが果して正々堂々たる警官の態度と言へるかどうか。若し内心何らやましいことがなかつたならば、制服を着用し、初めから堂々と用件を告げるべきではなかつたかと思つております。学生に對する警官の態度は全く欺瞞と不誠意に満ちてゐる。これこそは依然として何ら変りない特高警察のやり方であり、岡つ引き、スパイ根性であります。若しこう

したスパイ活動が許されるなら、学園は今後果してどのような方法で次官通牒の線を守り抜けるか、はつきり伺いたいと思つております。木村法務総裁は、学園におけるかかるスパイ行動を依然として容認するのであるかどうかが、この点は誰も触れておりませんが、これは、はつきり伺いたい。東大事件のときの反省は何一つ実行されてないじやないか。又かかる卑劣な行動は警察側の奨励或いは黙認の結果であると思つて、どうか。この点、答弁が願ひたいと思つております。又天野文相はかかる特高警察の行為を是認しようとするのであるか。若し是認するのでなければ、その不当をなじる学生の行為を非法と断ずることは不当に過ぎると思つて、どうか。次官通牒とも併せてこの点確信ある答弁が伺いたいのであります。

私の第二に質問したいことは、警官の実力行使の問題であります。今更言うまでもなく、政府の通達に基き、学園内に警官が立入るときは、あらかじめその学園当局の許可を受けることは常識であります。然るにこの交渉中押解けた五百名以上の警官が、何ら島田学長の許可も得ず、更に学生と学園側に解散通告もせず、深夜突然照明弾を合図に突つ込め、野獸の如くに棍棒を振り上げて学生側に襲いかかつてゐるのであります。この際警察官側の或る者は、メーデーの仇討だ、殺してしまへ等、あるまじき暴言を吐いてゐるのであります。こうして、学校側の誠意に期待し、事件の平和的解決を待つために、深夜屋外に腰を下して待機してゐた学生らを泥靴で踏みにし、これをコンクリートの階下に突き落とし、或いは手錠をかけた上更に棍棒でこれを殴打し、教室に逃げた者を又探し求めて殴打逮捕するなど暴虐の限りを盡したのであります。この暴行が如何なるものであつたかは、事件解決のために努力してゐた二名の教授や報道記者等にも負傷を負わせたこと、なおその教授一名を逮捕していることでも歴然としてゐるのであります。多数の泥靴の下に踏み据えられた一学生は、息がつまつて死ぬかと思つたこと、この経験を経つておるのであります。これはまさに恐怖以上の恐怖である。こうして学園は鮮血に色どられ、窓ガラスは破壊され、部長室のドアはぶち破られておるのであります。私も翌日直接あの現場を視察した者であります。あのコンクリートの路上をどす黒く染めておるところの血痕こそは、まさに残虐極まりないファシズムの血痕であります。

昨日の朝日新聞によりますと、吉田総理は事件の直後、たとへ警官の一部に行き過ぎがあつても警官の士氣をくじくようなことをするなと自由党の某最高幹部に語つたと言われているが、一体この警官の士氣とは何ものであるか。国民の血の出るような税金によつて賄われ元來主権者国民のために奉仕すべき公僕警官が、ここでは全くファシストの権力によつて私兵化され、狂氣のようによつて主権者に襲いかかつてゐる姿を何と解釈すればいいのか。国民は狂犬を飼つた覚えはない、狂犬は嚴重に法により処断されねばならないのであります。ところがこれを処断するどころか、ますますこれにけしかけて国民に咬みつかせ、その士氣を鼓舞するために警察法の改正をさえたくらんでゐる。これが吉田総理とその一味の諸君のやり方なんでありませぬ。(さうだ)と呼ぶ者あり

今度の早大事件がメーデー事件に名を借りた政府の挑発によつて激化されてゐることは、過日の木村法務総裁の御答弁からもはつきり窺へる。又六日、本院のメーデー事件の緊急質問の場合、社会党左派の重盛君の質問に答えて警官の行動についてあなたは何と答えておるか、私はむしろこれは行き過ぎどころじやない、もつとやつてよかつたのじやないかといふくらいですと言つてゐます。これがデモ隊を人民広場に誘ひこみその七百名以上に重傷を負わせ、そのうち二名行方不明を合せて十名を直接その手で殺した政府の言い草である。やり足りないからもつとやれ、こうした煽動こそが又早大事件の発生したそもそもの原因であります。吉田首相並びに木村法務総裁は

こうした政治的責任をどうして負わんとするか、はつきり答弁が願いたい。又警察側の責任者の名前さえもまだわかつていないと言つておるが、こういう者についてどのように一体処罰するのであるか、その見解を伺いたいところであります。従来の吉田内閣のやつておる方法を見ますと、あらゆる場合に警官の責任追及は非常に寛大にしている。(「そうだ」と呼ぶ者あり)国民の責任のみを苛酷に処断して来たが(「その通り」と呼ぶ者あり)全くこれは本末顛倒のやり方であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)また早大事件の指揮者の名前もわからないのに、一方ではメーデーの容疑者は聞き込みやその他のつまらない方法でどんく逮捕しておるが、これが一本本末顛倒でなくて何だ。この点をはつきり答えてもらいたい。こんなことで一國の治安が保たれるかどうかということをお私に心配する。この民主主義の危機に対して警官の興えた行動は余りにも重大であります。関係関係諸君は果してこの重大性を認識しておるかどうか伺いたたいのであります。

何よりもこの事件を通じて語られた関係者の意見をあなたたちは率直に聞いているかどうか。事実この事件の衝に当りその平和的解決に努力した早大の滝口学生厚生課長は、我々に対してこういうことを語つた。警官の政治的背景と武装力の過信によつて本事件が

惹き起されたと言つておるのであります。又九日の早大学生会に私も(「行つてやじつたるう」と呼ぶ者あり)行つてみたのでありますけれども、或る学生の一体験者は、こんなことを言つている。このような無抵抗でも数十名の負傷者を出した、一体何が何だかわからなくなつた、もうこれ以上無抵抗を続けても果して学園の自治を守れるかどうか、しつかり考え直さなければならぬと言つて訴えておるのであります。このような体験談でも明らかなようにこのたびの事件は全く政府のファシヨ的挑発によつて惹き起されたものであります。国民も労働者も学生も本来は極めておとなしいものであります。併し新憲法下もやと思つ馬鹿げた暴虐が何回も到る所で繰返されてくる限り、国民は遂に目覚めざるを得ないのであります。事実主権者国民が独裁者により全くその意図に反してその生命の安全をさへ脅されるファシズムの下では、国民は好むと好まざるにかかわらず自衛の手段を講ぜざるを得ないのであります。メーデーに端を発した、かの人民広場の紛争もこうして惹き起されたものにはかならないのであります。ここには事件の本質的差異は少い。血に飢えた警官のテロリズムによる暴圧が続く限り、国民はその意思を統一して、これらの暴虐と圧政に對して反抗して闘わざるを得ないのであります。

第三に私が質したいことは、この問題の善後措置の問題である。天野文相はメーデー事件直後、都下の学校長会議を開き、又本月下旬に全国の公立、私立大学長会議を開いてその善後措置を図るといつておられます。併し事件の本質を離れた末梢的の対策が一体何になるであろうか。天野文相は数十回となく巻き起されたこの種学園の紛争事件をいつも一部不穩分子の煽動によるものであるとこころよく片付け、学生はこれらの策動に乗せられることなくその本分たる勉学にいそむべきであると訓示をされておるのであります。ところで事實は果して文相の言う通りであろうかどうか。事件の皮相を見てその真相を見ないやうなやうな解決策は、これは問題にならないと思つておられます。学園の現実を見て御覽なさい。事実教育予算は大幅に削られておる。大学の研究は名目のみで一向にその内容が充実せず、教授、学生の多くは講和後の今日もなお依然としてアルバイトを続けている現状である。而も再軍備は強行され軍事費の圧迫はますます教育の正常な運営をさへ困難ならしめておるのであります。而もこれら基礎的な予算の獲得には殆んど無力にひとしいところの天野文相は、口を開けば金のかからない道義の高揚、国民実践要領、君が代と修身、漢文復活等々に愛身をやつして軍国調を奏でているのである。そうしてこうしたちんどん屋的政治が繰返されておる間に、学園の前途には今大きな穴が待ちかまえているのである。それはほかならない。再軍備、徴兵等一連の戦争政策であり、これが又青少年学徒たちをその渦中に巻き込まずとする戦争の恐怖は消そうとしても消すことのできない悪夢であります。青少年たちにとつては悪夢であります。これら最近の青少年の絶望にも似たる不安について、天野文相は親しく青少年の間に身を置きその心理に立ち入つて考えたことがあるかどうかは伺いたい。殊に終戦直後七九年、日本の若い学徒は戦争放棄と平和絶対維持の新憲法の精神をその綱領として教育されて来たのである。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと注意した。」云々、これは言うまでもなく憲法の前文中の一部であります。学園の講堂で、教室でその教授たちが半ば熱をおびさえて繰返し語られたのであります。然るにイールズ旋風以来この情勢は急に右旋回しつつある。イールズ旋風こそはアメリカ帝国主義者の日本再武装並びにその不沈空母化を達成し、青少年をアメリカの弾上げにしてその祭壇に供せんとする精神的地均しにはかならなかつたのであります。こうした地均しを通じて今や学園の到

る所に警察予備隊の幹部募集のビラは貼りめぐらされ、特高、スパイが勝手に学内に出入して構わないのである。こうした矢先に二月四日に吉田総理はトルーマン並びにダレス氏に書簡を送り、サンフランシスコにおける日本再武装並びに太平洋軍事同盟参加への誓いを新たにし、その中で、併し現在日本国内の動向を鑑みれば、いわゆる再軍備に反対する公然たる声は聞かれ、その他原爆基地の設定、海外出動等についての反対があり、女性並びに青年の間はこの叫びが強烈に挙つており、而もその動きに乗じた左翼共産分子の潛行的策謀は日に日に深刻性を加えている云々と述べ(「質問をしろ」と呼ぶ者あり)今はこれらのものを刺激することが得策でないで、情勢の変化を待つて憲法を改正し、その期待に応えたいと結んでおるのであります。従つて青少年、特に若い学徒に対する政府の弾圧が如何にこれらの策謀と深く結んおるかを思ふべきであります。青年、婦女子にむしろ沈黙を強いることなしに憲法改正をすることはできない、憲法改正なしには全き再軍備は寛束ない、こうした焦燥感にあせつた吉田総理とその一味があたかも狂気のこどく学園を弾圧し、ピストルと棍棒の雨を降らせているかは想像するにたかくなところであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)併しこれらの危機を本能的に感知すればこそ、外国の弾よ

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 警察の学園干渉に関する緊急質問

けとして戰場に赴くよりは牢獄をも辞せず、民族の独立と平和のために結集する、これが青年の愛国心の進みであります。然るに政府はかかる愛国的青年の止むに止まれぬ行動を暴徒になぞらえ、その虐殺のためにあらゆる暴圧の手を振つて顧みないのであります。

現に法政大学近藤巨士君のごときは致命傷でもなかつたのに、警察官がしばしば病院を襲つて強制訪問し、その結果病状が悪化して遂に死に至つておるのであります。メーデー事件と早大事件の本質はここにある。こうした本質を親心によつて十分に理解することなしに、天野文相の訓示は滑稽であると言わなければなりません。これでは如何に全国支部長会議を開いても、その内容は古ぼけた思想対策と精神総動員強化の策謀以外の何もでもないといふふうにならないとは言えないのであります。もはや口先だけの観念哲学だけではこれら青少年の行動を以てするこの立上りに対して、これを阻止することは私にはできないと思ふ。(その通り)と呼ぶ者あり)私は天野文相にここで聞ききたい。天野文相はかかる青年心理を具体的にどのようにしてつかんでおるか、又つかまんとしておるか。そうしてこういうような具体的な事実の上に立つてでなければ絶対にこれは教育の行政もできないし、又今度の早大事件のような問題も解決することは出来ないといふことをはつきり申

上げまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)
〔國務大臣(木村篤太郎君) 答へない〕
○國務大臣(木村篤太郎君) 答へない
たします。

最初山本巡査がその身分を明らかにしなかつたことは手落ちであります。併しながらその身分を明らかにしておつたにもかかわらず、文学部三百二号教室にこれを敷設したということは、これは学生の行き過ぎであつて、これは島田総長も遺憾の意を表しておられるのであります。併しメーデーの事件はこの早大事件とは全くその本質を私に異にしておるものだと思います。メーデーの事件は私は一種の暴動だと考へております。早大事件につきましては、全く行き違ひでありまして、(警察官の暴動だぞと呼ぶ者あり)この実力の行使についての点、それは連絡及び発動の点についての遺憾の点が私はあると考へておるので、目下検察庁において調査中であるということを上上げたのであります。(都合の悪いことは皆調査中だ)その他の政治責任は……)と呼ぶ者あり、(拍手)

〔國務大臣(天野貞祐君) 拍手〕
○國務大臣(天野貞祐君) 学生はこの次官連達の意味を十分理解していなかつたためであらうか、初め学生のとつた点は私は不安だと思ひます。これは早稲田のほうでもお認めになつておる点でございます。

第二に、私が大学学生の心理状態を知らなれとおつしやいますが、私は多年大学におり、(何年いたつて駄目だ)と呼ぶ者あり)現在もさまざま一高の卒業生とたび／＼会見して彼らの意見を聞いております。一方的な或る団体の意見だけを聞いておられるかたよりも広く聞いておられるほうが学生心理を知つておると思ひます。(そんなことはわかつておるのだ)と呼ぶ者あり、(拍手)

○副議長(三木治朗君) 日程第一、図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事木内キヤウ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
図書館法の一部を改正する法律案
右
閣会に提出する。
昭和二十七年三月十七日
内閣総理大臣 吉田 茂

図書館法の一部を改正する法律案
図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「教育学部又は学芸学部を有する大学が、」を「大学が、」に改める。
附則第四項中「大学の附属図書館」を「学校に附属する図書館」に改め、「職員」の下に「(大学以外の学校に附

属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四條に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)第一條の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。』を加える。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔木内キヤウ君登壇、拍手〕
○木内キヤウ君 只今上程されました図書館法の一部を改正する法律案についての文部委員会における審議並びにその結果を御報告申し上げます。
教育、教化の事業は学校教育と社会教育とを車の両輪のごとき観点に立つてこれを推進することが教育基本法の趣旨であります。社会教育の重要施策としての図書館の運営よろしきを得るためには、その重責に任ずべき教養ある司書を養成し、而してそれらの教養ある司書を充実することが現在急務の一つとなつておるので、この要請に応えるために本法案を提出したのであるということが政府の提案いたしました理由であります。

本案の骨子といたします。主なる点は、第一点に司書の資格を得させるための講習を開くことのできたのは、従来の学芸学部又は教育学部のある大学に制限されておりましたのを、図書館に

関する科目を置いてある大学ならば、文部省の認定があれば司書養成の講習をしてよろしい、従つて一定単位の受講を完了すれば司書の資格が與えられることとするということでありませう。
第二点は、従来司書養成の講習を受けることのできる資格は、小学校、中学校、高等学校の教員の二級免許状を持つておる者以上でなければならなかつたのでありますが、これを改めまして、小学校、中学校、高等学校教員の仮免許状を持つておる者であれば受講資格があることにいたしましたのであります。

委員会といたしましては、慎重審議を重ねたのであります。その間委員の質疑応答の主なるものを申し上げます。おおむね次のことき諸点であります。

図書館運営の現状如何との質疑に対して、図書館数は図書館法制定前に比較しますと少くなつておるが、これは図書館と称し得べき施設を持つておる基本的要件を具備したものに限つたためなのであつて、図書館の蔵書の数においても、利用者の数においても、最近一年間の増加は著しいものがあるとの政府の答弁であります。図書館の施設拡張、改善及び司書養成講習受講者に対する政府の助成の増額についての所見を質したのに対して、社会教育全般の予算が少額であることは誠に遺憾

であります。その助成に格段の努力を拂う旨の政府の答弁がありました。司書の資格及びその養成講習についての受講資格を制限せず、文化的教養のある適当な人ならば、むしろ進んでこれらの人に資格を興え、又は受講させて、司書の資格を興えることが社会教育の官僚統制化を防止するゆえんでないかとの質疑に対し、司書の職責を鑑みて公に認められた資格に限定しなければ、その素質の向上を期することができないとの政府の答弁であります。かくて質疑を終り討論に入りました。岩間委員よりは、司書の資格を限定してある本法案は、民間有為の人材を図書館運営に参画することを妨げるものであるし、図書館運営に関する予算措置又不十分であるとして反対意見の開陳があり、その他の委員よりは図書館運営に関する予算の裏付が不十分であること、受講者に対する負担の軽減についての考慮が拂われていないことなどの点は極めて遺憾であるが、將來十分この点に關心を拂い善処するの政府の答弁の誠意を了承し、この点に大きな期待と要望をし、他の点についてはおおむね改正案の趣旨目的を妥當なるものとして賛成の意見が述べられました。

採決の結果多数を以て本案は可決すべきもの決定いたしました。なお、詳細は会議録を御参照をお願いいたします。以上を以て報告いたします。

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案外一件

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第二、麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案、(内閣提出)日程第三、国民健康保険再建整備資金貸付法、(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

右
内閣提出 吉田 茂
昭和二十七年三月二十日
内閣総理大臣

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

第一條 麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「麻薬研究者」の下に「家庭麻薬製剤業者、家庭麻薬卸売業者」を加え、同條第十二項を削り、同條に次の三項を加える。

12 この法律で「家庭麻薬製剤業者」とは、厚生大臣の免許を受けて千分中二分以下のコデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類が検出され、これら以外の麻薬が検出されない麻薬(以下「家庭麻薬」という)を製剤することを業とする者をいう。

13 この法律で「家庭麻薬卸売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者又は家庭麻薬小売業者に家庭麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

14 この法律で「家庭麻薬小売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬取扱者以外の者に家庭麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

第五條第二号中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加え、同條第三号中「麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」とし、同條第八号中「医薬品販売業者」を「薬局開設者又は医薬品販売業者」に改める。

第九條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を、「麻薬卸売業者」の下に「又は家庭麻薬卸売業者」を加える。

第十九條を次のように改める。

第十九條 麻薬輸入業者は、麻薬

を輸入しようとするときは、その都度左に掲げる事項について厚生大臣の許可を受けなければならない。

一 輸入しようとする麻薬の品名及び数量

二 輸出者の住所及び氏名

三 輸入の期間

四 輸入港名

五 出荷港名

2 前項の許可を受けた者は、同項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、輸入許可書を交付する。

第十九條の次に次の二條を加える

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

第十九條の三 第十九條の許可を受けた者は、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときは、当該期間の満了後十日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

第二十四條に次の但書を加える。

但し、コデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類を家庭麻薬製剤業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第十九條の二 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入したときは、相手国発給の輸出許可書又はその謄本を、その麻薬を輸入した日又は輸出許可書若しくはその謄本を受け取つた日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

第十九條の三 第十九條の許可を受けた者は、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときは、当該期間の満了後十日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

第二十四條に次の但書を加える。

但し、コデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類を家庭麻薬製剤業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

第二十六條第一項中「麻薬製剤業者」の下に「又は家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十八條但書中「麻薬卸売業者若しくは家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬製剤業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第二十九條第一項中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に、「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案外一件

掲げる事項を厚生大臣に報告し
なければならぬ。

一 前年の十月十五日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器的容量及び数

二 前年の十月十五日からその年の十月十五日までの間に譲り受け、譲り渡し、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びに容器的容量及び数

三 その年の十月十五日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器的容量及び数

第三章中第四十七條の次に次の二條を加える。

第四十七條の二 麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、この法律の規定による場合を除く外、厚生大臣の許可を受けなければ、その所持する麻薬(家庭麻薬を除く)を他の麻薬取扱者に譲り渡してはならない。

第四十七條の三 家庭麻薬製剤業者、家庭麻薬卸売業者又は家庭麻薬小売業者は、家庭麻薬以外の麻薬を所持し、製剤し、譲り受け、又は譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製剤業者が第二十四條但書の規定により譲り渡される麻薬を譲り受け、及びこれを所持することは、この限りでない。

第五十七條第一項中「第四條第一号、第二号若しくは第三号」を「第四條第一号若しくは第二号」に、「第四十四條又は第四十六條」を「第四十四條、第四十六條又は

第四十七條の三」に改め、同條の次に次の三條を加える。

第五十七條の二 第四條第三号の規定に違反した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第五十七條の三 営利の目的で前二條の違反行為をした者は、これを七年以下の懲役に処し、及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十七條の四 常習として第五十七條又は第五十七條の二の違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前條の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條第一項第一号中「第十九條の下に」第一項若しくは第二項を加え、「第二十八條、第三十三條、第三十四條、第三十六條第二項又は第三十八條第二項」を「第二十八條第一項若しくは第二項、第三十三條、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十六條第二項、第三十八條第二項又は第四十七條の二」に改め、同項第二号中「第二十八條又は第三十四條」を「第二十八條第一項、第三十三條、第三十四條第一項、第四十七條の二又は第四十七條の三」に改め、第六十一條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九條の二の規定に違反した者

第六十三條中「第五十七條から第五十九條まで」を「第五十七條、第五十七條の三、第五十七條の四、第五十八條、第五十九條」に改め、「罰金刑」の下に「第五十七條の三及び第五十七條の四第二項の罰金刑を含む」を加える。

第二條 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條 大麻栽培者は、毎年一月三十日までに、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 前年の初めに所持した発芽可能な大麻草の種子の数量

二 前年中の大麻草の作付面積

三 前年中に採取した大麻草の纖維の数量

四 前年中に採取し、譲り受け、譲り渡し、又は使用した大麻草の種子の数量

五 前年の末に所持した発芽可能な大麻草の種子の数量

第十七條 大麻研究者は、毎年一月三十日までに、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 前年の初めに所持した大麻の品名及び数量

二 前年中の大麻草の作付面積

三 前年中に採取し、又譲り受け、又大麻の品名及び数量

四 前年中に研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに

研究の結果生じた大麻の品名及び数量

五 前年の末に所持した大麻の品名及び数量

第二十五條中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国民健康保険再建整備資金貸付法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十六日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

研究の結果生じた大麻の品名及び数量

五 前年の末に所持した大麻の品名及び数量

第二十五條中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国民健康保険再建整備資金貸付法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十六日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 未收保険料 昭和二十六年未までに調査決定した保険料(国民健康保険税を含む。以下同じ)で、昭和二十七年五月三十一日までに収納することができなかつたものをいう。

二 未拂診療報酬 昭和二十六年未までに支拂義務が生じた診療報酬債務(診療報酬債務の支拂に充てた他からの借入金その他診療報酬債務に代るべき債務を含む。以下同じ)で、昭和二十七年五月三十一日までに支拂うことができなかったものをいう。

三 一般会計繰入金 保険者が市町村若しくは特別区又はこれらの組合(以下「市町村」という)である場合においては、その一般会計から当該市町村の国民健康保険特別会計への繰入金を、保険者が国民健康保険組合である場合においては、市町村が当該組合に対して交付する補助金を、保険者が国民健康保険を行ふ社団法人である場合においては、その一般会計から当該社団法人の国民健康保険特別会計への繰入金及び市町村が当該社団法人に対して交付する補助金をいう。

四 受診率 一年度間における受診件数(国民健康保険の被保険者が、療養の給付又は療養費の支給を受ける場合における診療の件数をいい、診療の期間が二箇月にまたがらないときは、こ

れを一件とし、その期間が二箇月以上にまたがるときは、これを各月ごとに一件とする。の、当該年度における各月末の被保険者数の平均数に対する割合をいう。但し、一年度間における国民健康保険事業(以下「事業」という)実施の期間が一年に満たない場合においては、その期間における受診件数の、当該期間における各月末の被保険者数の平均数に対する割合を、当該期間の月数で除し、これに十二を乗じて得た割合をいう。

五 保険料収納割合 調査決定した保険料の額のうち収納した金額の、当該調査決定した保険料の額に対する割合をいう。

(貸付金の貸付)

第三條 政府は、昭和二十七年三月三十一日において事業を実施していた被保険者で、未收保険料があるもののうち、左の各号に掲げる要件を具備するものに対し、未拂診療報酬の支拂に充てさせるため、昭和二十七年から昭和二十九年年度までの間、毎年度予算の範囲内において、貸付金を貸し付けることができる。厚生大臣が必要があると認めるときは、災害その他特別の事由により、左の各号の要件を具備しない被保険者に対しても、同様とする。

一 貸付金の貸付を受ける年度(以下「貸付年度」という)の前年度における調査決定した保険料の額と一般会計繰入金金の額との合計額の、療養の給付に要した費用(療養費を含む)以下同

じ)の額に対する割合が、百分の五十五以上であること。
二 貸付年度の前年度における受診率が、百分の五十以上であること。

三 貸付年度の前年度における一部負担金の額の、療養の給付に要した費用の額に対する割合が、百分の五十以下であること。

四 昭和二十七年年度における貸付については、昭和二十六年年度における保険料収納割合が、百分の七十以上であること。

五 昭和二十八年度における貸付については、昭和二十七年年度における保険料収納割合が、百分の八十以上であり、且つ、当該被保険者が昭和二十七年年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、昭和二十六年年度における保険料収納割合より、第四條第一項に定める級において一級以上向上したと。

六 昭和二十九年年度における貸付については、昭和二十八年度における保険料収納割合が、百分の九十以上であり、且つ、当該被保険者が昭和二十八年度において貸付金の貸付を受けたものであるときは、同年度における保険料収納割合が、第四條第一項に定める級において第一級であるか、又は昭和二十七年年度における保険料収納割合より、一級以上向上し、当該被保険者が昭和二十七年年度において貸付金の貸

付を受け、昭和二十八年度においてこれを受けなかつたものであるときは、昭和二十八年度における保険料収納割合が、第四條第一項に定める級において第一級であるか、又は昭和二十六年年度における保険料収納割合より、二級以上向上したと。

(貸付金額)
第四條 前條の規定による貸付金の額は、未收保険料のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準に従い、収納が著しく困難であると認められる額の百分の五十に相当する金額(以下「貸付対象額」という)を基準とし、左表に定めるところによる。

貸付年度の 前年度にお ける保険料 収納割合	級				昭 和 二 十 七 年 度	昭 和 二 十 八 年 度	昭 和 二 十 九 年 度
	一	二	三	四			
百分の七十以上	百分の八十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	貸付対象額の百分の四十に相当する額	貸付対象額の百分の三十に相当する額以内で厚生大臣の定める額	貸付対象額の百分の二十に相当する額以内で厚生大臣の定める額
百分の八十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	貸付対象額の百分の四十に相当する額	貸付対象額の百分の三十に相当する額以内で厚生大臣の定める額	貸付対象額の百分の二十に相当する額以内で厚生大臣の定める額
百分の九十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	百分の九十以上	貸付対象額の百分の四十に相当する額	貸付対象額の百分の三十に相当する額以内で厚生大臣の定める額	貸付対象額の百分の二十に相当する額以内で厚生大臣の定める額

2 同一の被保険者が昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの間に於いて貸付を受ける貸付金の合計額は、貸付対象額をこえることができない。

(分割交付)
第五條 第三條の規定により昭和二十七年年度又は昭和二十八年度において貸し付ける貸付金は、貸付金の貸付を受ける被保険者の申請により、昭和二十九年年度までの各年度

付金の額と、当該貸付金の額から当該年度内において既に支拂つた未拂診療報酬の額を控除した額との合計額に相当する額以上の未拂診療報酬を支拂わなければならない。

2 被保険者は、前項の規定により、未拂診療報酬を支拂つたときは、滞滞なく、都道府県知事を経て、その状況を厚生大臣に報告しなければならない。

(貸付条件)
第八條 貸付金の償還期限は、貸付金の貸付を受けた年度の次年度から十年(〇歳次年度から三年間)とし、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により、政令の定めるところにより、償還するものとする。但し、貸付を受けた被保険者は、いつでも繰上償還をすることができ。

2 貸付金の据置期間は、五年以内の年度における貸付の期間及び前年度とす。

(年賦金の支拂猶予)
第九條 政府は、災害その他特別の事由により年賦金の支拂が著しく困難となつた被保険者に対し、その年賦金の支拂を猶予することができ。

2 前項の規定により、年賦金の支拂の猶予を受けようとする被保険者は、都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を提出しなければならない。

(貸付金の一時償還)
第十條 政府は、貸付金の貸付を受けた被保険者が、左の各号の一に該

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案外一件

当する場合には、第八條第一項の規定にかかわらず、当該保険者に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を命ずることができるとがである。

一 第六條の申請書に虚偽の記載があつたとき。

二 第七條第一項の規定による未拂診療報酬の支拂を怠つたととき。

三 第七條第二項又は第十一條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

四 年賦金の支拂を著しく怠つたとき。

五 事業の内容が著しく低下し、又は事業を休止し、若しくは廃止したとき。

六 前各号に掲げる場合の外、正当な理由がなくして契約の條項に違反したとき。

(報告及び検査)

第十一條 厚生大臣は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付を受けた保険者に対して報告をさせ、又はその職員をして、保険者の事務所に臨み、貸付金の使途及び償還その他必要な事項につき、実地の検査をさせることができる。

(委任)

第十二條 この法律の施行に關し、厚生大臣の権限に屬する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行ふ。

(昭和二十七年に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例)

第十三條 政府は、昭和二十七年四月

月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開した保険者又は事業を廃止した他の保険者の診療報酬支拂義務を承継して同期間内に事業を開始した保険者に對し、前各條の規定により、貸付金を貸し付けることができ。但し、昭和二十七年七月一日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、昭和二十八年年度及び昭和二十九年年度に限り、貸付金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により、昭和二十七年四月一日から同年六月三十日までの間又は同年十月二日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に對し、貸付金を貸し付ける場合において、第三條及び第四條の適用につき、受診料、保険料収納割合その他第三條各号に掲げる事項に關するそれぞれ昭和二十六年年度又は昭和二十七年年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、それぞれ昭和二十六年年度又は昭和二十七年年度における実績とみなすものとする。

3 昭和二十七年七月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に對する貸付金の貸付については、第三條第五号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同條第六号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、それぞれ変更し、同條の規定を適用するものと

し、その貸付金額については、昭和二十八年年度における貸付金にあつては、第四條第一項の表中昭和二十七年年度の欄を、昭和二十九年年度における貸付金にあつては、同表中昭和二十八年年度の欄を、それぞれ適用するものとする。

(適用除外)

第十四條 この法律による貸付金については、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第二十六條第二項及び第三十七條ノ六第二項の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日昭和二十七年四月一日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第六十号の次に次の一号を加える。

六十の二 国民健康保険再建整備資金貸付法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところにより、保険者に資金を貸し付けること。

第十四條第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、六号の次に次の一号を加える。

七 国民健康保険再建整備資金貸付法を施行すること。

(梅津錦一君登壇、拍手)

○梅津錦一君 只今議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について、厚生委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず政府の提案理由を申し上げますと、改正の第一点は、現行の麻薬取締法におきましては、国民の医療上簡單に使用できる家庭麻薬の生産が一般麻薬の生産と全く同様の強い規制を受けておりましたため、甚だしい不便をこうむつておる状況でありましたので、新たに家庭麻薬専門の製剤業者及び卸売業者の業種を増加し、その販売手続をも簡略にし、国民の利益を図ることとしたのであります。第二点は、近い将来麻薬保有量の不足等のため外国より輸入が予想せられるのであります。この麻薬の輸入の手續について詳細な規定を設けたことでもあります。第三点は、近時麻薬に關する違反事犯の増加しておる状況に鑑み、營利或いは常習の目的でなす事犯については、特に刑罰を加重いたしました。麻薬事犯の撲滅を図り、國際的信用を得ると同時に、取締面の完璧を期したことであります。

次に大麻取締法につきましては、大麻の増産を図るため大麻取扱者の報告を緩和いたしました点がござります。以上がこの法案の内容並びに提案理由の概要であります。本委員会におきましては、三月二十五日政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、五月八日及び九日に委員会を開きまして政府に對する質疑を行い、慎重に審議を重ねて参つたのであります。その詳細は速記録により御覽を頂きたいと存じます。かくて質疑を打切り、討論を省略いたしましたして、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でござります。

以上御報告を終ります。

次に、国民健康保険再建整備資金貸付法案につきましては厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り国民健康保険は、昭和十三年に実施されて以来、次第にその重要性を認められて今日に至り、現在保険者数約五千余、被保険者数約二千四百万人を数えておりますが、併し多くの保険者には診療報酬の未拂があり、事業の運営は決して容易でない現状でありまして、今回この診療報酬の未拂を解消し、国民健康保険の再建整備を助成するため国庫から資金を貸付けることと相成りましたので、この法律案の提出を見た次第であります。

この法律案の要点は、第一に昭和二十六年年度末までの未拂診療報酬を解消するため、貸付の要件に該当する保険者に対し、昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの三か年間に貸付金を貸付けることとあります。

第二点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であり、且つ保険料収納割合が年度ごと次に次第に向上することを要件としております。

第三点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であり、且つ保険料収納割合が年度ごと次に次第に向上することを要件としております。

第四点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であり、且つ保険料収納割合が年度ごと次に次第に向上することを要件としております。

第五点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であり、且つ保険料収納割合が年度ごと次に次第に向上することを要件としております。

第六点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であり、且つ保険料収納割合が年度ごと次に次第に向上することを要件としております。

第七点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下であり、且つ保険料収納割合が年度ごと次に次第に向上することを要件としております。

第三点は、貸付の条件であります。貸付期間は五年以内の据置期間を含め十年以内としたしまして、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により償還することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由並びに要点であります。衆議院におきましては次の二点に關し修正の上議決されたのであります。即ち修正の第一点は、貸付金の据置期間は、政府原案では「五年以内とする」とあつたのを、「貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の次年度から三年間とし、据置期間中は、無利子とする。」としたこと。第二点は、附則におきましては、この法律は、「昭和二十七年四月一日」から施行するとあつたのを、「公布の日」から施行するとしたことであります。

厚生委員会におきましては政府当局から本案の提案理由並びに法案の内容につきまして詳細なる説明を聴取した後、この法案の審議を終つてから、厚生委員会内に設置してある保険経済に關する小委員会に付託いたしましたのであります。小委員会におきましては慎重審議の結果、次のような要項事項を附して、原案を承認することに決定いたしました旨小委員長から報告を受けた次第であります。

即ち要項事項といたしまして、一、貸付金の貸付要件を具備しない保険者についても、貸付金の貸付により、事業

を再建することが可能であると認められるものに対しては、第三條の特別の事由の適用範囲を広く解釈して、貸付金の貸付を行うこと。二、診療報酬の未拂額に対して貸付金の予算額は極めて少額である。よつて本年度における補正予算又は次年度における予算において貸付金の予算額を増額すること。三、この貸付金の貸付は昭和二十六年度末までの診療報酬の未拂を解消することだけを目的としているが、昭和二十七年以降に生ずる診療報酬の未拂に對しても貸付を行うことを考慮すること。四、財政難に陥つて居る保険者に對する国の財政的援助としては、この貸付金だけでは極めて不十分であるから、是非とも給付費に對する困庫補助を早急に実現すること。五、国民健康保険の現状を徹底的に再検討し、実情に即応した適切な根本策を確立すること。以上の通りであります。厚生委員会におきましては、全議員異議なくこれを承認いたしました次第であります。なお委員会並びに小委員会を通じまして、審議の過程において活潑な質疑応答が交わられたのであります。その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存するのであります。

かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして衆議院送付案通り、可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。

先ず麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 終員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に国民健康保険再建整備資金貸付法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第四、貴金屬管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

貴金屬管理法の一部を改正する法律案

右國會に提出する。

昭和二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

貴金屬管理法の一部を改正する法律案

貴金屬管理法の一部を改正する法律案

貴金屬管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金管理法

目次中「貴金屬」を「金」に、「政府売却」を「割当及び売却」に改め、「加工工業」の下に「及び加工用金売却及び工業」を加える。

本則(第九條、第十條、第十二條、第一項、第二十二條第一項第五号及び第二十八條を除く)中「貴金屬」を「金」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項中「又は採取」を、「採取又は回収」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項中「もつぱら」を「主として」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項中「銀貨」を削り、同項を同條第四項とし、同條第六項中「歯科医療用白金加金線その他」を削り、「売り渡したる」を「割り当てた」に改め、同項を同條第五項とし、同條第十二項中「鉱業権者」の下に「及び租賦権者」を加え、同項を同條第十四項とし、同條第七項を同條第九項とし、以下第十一項まで二項ずつ繰り下げ、同條に第六項から第八項までとして、次のように加える。

6 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

7 この法律において「加工用金売却及び工業」とは、金地金を販売することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「加工用金売却及び工業」とは、第十七條の第二項の規定による認可を受けて加工用金売却及び工業を営む者をいう。

第三條第一項中「九百九十八(金及び銀)については、九百九十九」を「九百九十九」に改める。

第三章の標題中「政府売却」を「割当及び売却」に改める。

第七條中「買受」を「割当」に改め、「政府の所有に係る」を削り、「を買い受けようとする者は、」を「の割当を受けようとする者は、四半期ごとに、」に改める。

第八條第一項中「基礎」とし、「の下に「四半期ごとに、」を加え、「政府の所有に係る」を削り、「売却」を「割当」に改め、同條第二項中「売却数量を定めたる」を「割当数量を定めたる」に改める。

第九條を次のように改める。

(金地金の割当)

第九條 主務大臣は、前條第二項の金配分計画で定めた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して割り当てる金地金の数量を決定して、主務省令で定める手続により、当該申請者に通知しなければならない。

2 主務大臣は、左に掲げる事項を参し、よくして前項の決定をしなければならない。

一 用途が正当であるかどうか。

二 金地金の数量がその用途にあ

8 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

7 この法律において「加工用金売却及び工業」とは、金地金を販売することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「加工用金売却及び工業」とは、第十七條の第二項の規定による認可を受けて加工用金売却及び工業を営む者をいう。

第三條第一項中「九百九十八(金及び銀)については、九百九十九」を「九百九十九」に改める。

第三章の標題中「政府売却」を「割当及び売却」に改める。

第七條中「買受」を「割当」に改め、「政府の所有に係る」を削り、「を買い受けようとする者は、」を「の割当を受けようとする者は、四半期ごとに、」に改める。

第八條第一項中「基礎」とし、「の下に「四半期ごとに、」を加え、「政府の所有に係る」を削り、「売却」を「割当」に改め、同條第二項中「売却数量を定めたる」を「割当数量を定めたる」に改める。

第九條を次のように改める。

(金地金の割当)

第九條 主務大臣は、前條第二項の金配分計画で定めた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して割り当てる金地金の数量を決定して、主務省令で定める手続により、当該申請者に通知しなければならない。

2 主務大臣は、左に掲げる事項を参し、よくして前項の決定をしなければならない。

一 用途が正当であるかどうか。

二 金地金の数量がその用途にあ

6 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

7 この法律において「加工用金売却及び工業」とは、金地金を販売することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「加工用金売却及び工業」とは、第十七條の第二項の規定による認可を受けて加工用金売却及び工業を営む者をいう。

第三條第一項中「九百九十八(金及び銀)については、九百九十九」を「九百九十九」に改める。

第三章の標題中「政府売却」を「割当及び売却」に改める。

第七條中「買受」を「割当」に改め、「政府の所有に係る」を削り、「を買い受けようとする者は、」を「の割当を受けようとする者は、四半期ごとに、」に改める。

第八條第一項中「基礎」とし、「の下に「四半期ごとに、」を加え、「政府の所有に係る」を削り、「売却」を「割当」に改め、同條第二項中「売却数量を定めたる」を「割当数量を定めたる」に改める。

第九條を次のように改める。

(金地金の割当)

第九條 主務大臣は、前條第二項の金配分計画で定めた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して割り当てる金地金の数量を決定して、主務省令で定める手続により、当該申請者に通知しなければならない。

2 主務大臣は、左に掲げる事項を参し、よくして前項の決定をしなければならない。

一 用途が正当であるかどうか。

二 金地金の数量がその用途にあ

6 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号 貴金屬管理法の一部を改正する法律案

てするために必要な数量をこえな
いかどうか。

(金地金の売却)

第九條の二、金納入者は、四半期ご
とに、主務省令で定める手続によ
り、政府の所有に係る金地金の買
受を申請することができる。

2 政府は、前條第一項の規定によ
り金地金の割当を受けた者(以下
「金需要者」という。)の用に供する
ため、その所有に係る金地金のうち、
第八條第二項の金配分計画で
定めた数量を、主務省令で定める
手続により、前項の規定により買
受を申請した金納入者に対して、
当該金納入者が当該金配分計画に
係る期間の始期の属する月の前前
月末に終る一年間に第三條第一項
若しくは第二項又は第四項第一項
若しくは第二項の規定により政府
に売却した金地金の数量の、前項
の規定により買受を申請した総て
の金納入者が同期間中にこれらの
規定により政府に売却した金地金
の数量に対する割合に依りて、売
却するものとする。

3 金納入者は、前項の規定により
政府から買い受けた金地金を、主
務省令で定める手続により、加工
用金売さばき業者又は金需要者に
売却しなければならない。

4 加工用金売さばき業者は、前項
の規定により金納入者から買い受
けた金地金又は第九條の三の規定
による指示を受けた者から買い受
けた金地金を、主務省令で定める手
続により、金需要者に売却しなけ
ればならない。但し、第九條の三

の規定による指示に従つて他の加
工用金売さばき業者に売却する場
合は、この限りでない。

(売却に関する指示)

第九條の三、主務大臣は、金地金の
需給調整上必要があるときは、金
納入者又は加工用金売さばき業者
に対して、その所有に係る金地金
を主務大臣が指定する加工用金売
さばき業者又は金需要者に売却す
ることを指示することができる。
(用途の変更等)

第九條の四、金需要者が第九條第一
項の規定による割当に基いて買い
受けた金地金について第七條の規
定により示した用途を変更しよう
とするときは、主務大臣の許可を
受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者
は、主務省令で定める手続によ
り、主務大臣に申請しなければならない。

3 第九條第二項の規定は、前項の
申請に対する主務大臣の許可につ
いて準用する。

4 主務大臣は、第二項の申請があ
つた場合において、申請者の所有
する金地金の数量を変更しよう
とする用途にあつては、必要数量
をこえていないと認めるときは、
当該必要数量を限り、変更を許可
することができる。

5 金需要者が第九條第一項の規定
による割当に基いて買い受けた金
地金をその用途にあつては前に滅失
したとき、又はやむを得ない事由
によりその用途に供することがで
きなくなつたときは、主務省令で
定める手続により、混濁なく、そ

の旨を主務大臣に届け出でなけれ
ばならない。

6 金需要者が第九條第一項の規定
による割当に基いて買い受けた金
地金をやむを得ない事由によりそ
の用途に供することができなくな
つたとき、又は第一項の規定によ
り用途の変更を申請した金地金の
全部若しくは一部につきその許可
を得られなかつたときは、政府に
対し、その用途に供することがで
きなくなつた金地金又は用途変更
につき許可を得られなかつた金地
金について第六條に規定する価格
による買受を請求することができる。
第十條を次のように改める。

(売却価格)

第十條 政府が第九條の二第二項の
規定により金地金を売却する場合
の価格、金納入者が同條第三項の
規定により、若しくは第九條の三の
規定による指示に従つて金地金を
加工用金売さばき業者に売却する
場合又は加工用金売さばき業者が
同條の規定による指示に従つて金地
金の他の加工用金売さばき業者に
売却する場合の最高価格及び加工
用金売さばき業者が第九條の二第
四項の規定により、若しくは第九
條の三の規定による指示に従つて
金地金を金需要者に売却する場合
又は金納入者が第九條の二第三項
の規定により、若しくは第九條の
三の規定による指示に従つて金地
金を金需要者に売却する場合の最
高価格は、主務大臣が、金地金の
国際市場価格並びに国内における
生産及び消費の事情を多しやくし
て定める。

第十二條第一項第一号中「第四條
又は第九條第五項若しくは第七項」
を「第四條第一項若しくは第二項又
は第九條の四第六項」に改め、同項
第四号を同項第八号とし、同項第
二号及び第三号を次のように改め
る。

二 金納入者が、第九條の二第二
項の規定により政府から金地金
を買い受け、又は買い受けた金
地金を同條第三項の規定によ
り、若しくは第九條の三の指示
に従つて売却し、売却するため
により、若しくは売却するため
に加工する場合

三 加工用金売さばき業者が、第
九條の二第三項の規定により、
若しくは第九條の三の規定によ
る指示に基き金地金を買い受
け、又は買い受けた金地金を第
九條の二第四項の規定により、
若しくは第九條の三の規定によ
る指示に従つて売却し、売却す
るために加工する場合

四 金需要者が、第九條の二第二
項若しくは第四項の規定によ
り、若しくは第九條の三の規定
による指示に基き金地金を買い
受け、又は買い受けた金地金を
その用途に供する場合

五 歯科用金地金加工業者が、前
條第二項の規定により歯科用金
地金販売業者に歯科用金地金を
譲り渡す場合又は歯科用金地金
販売業者が、同條第四項の規定
により歯科医療者に歯科用金地
金を譲り渡す場合

六 前條第一項の規定による割当
を受けた歯科用金地金販売業者
が、その割り当てられた歯科用
金地金を歯科用金地金加工業者
から譲り受けた場合又は同條第
三項の規定による割当を受けた
歯科医療者が、その割り当てら
れた歯科用金地金を歯科用金地
金販売業者から譲り受け、若し
くはこれを歯科医療の用に供す
る場合

七 第十七條(第十七條の二第二
項又は第十八條第三項において
準用する場合を含む。以下この
号において同じ。)の規定による
命令に従つて歯科用金地金若し
くは金地金を売却し、又は第十
七條の規定による命令に基いて
歯科用金地金若しくは金地金を
買い受ける場合

第五條の標題中「加工業」の下に「及
び加工用金売さばき業」を加える。
第十七條の次に次の一條を加え
る。

(加工用金売さばき業の認可)

第十七條の二 加工用金売さばき業
は、主務大臣の認可を受けなけれ
ば営むことができない。

第十四條第二項から第六項まで
及び第十五條から前條までの規定
は、加工用金売さばき業及び加工
用金売さばき業者について準用す
る。この場合において、第十四條
第三項第三号中「技術的能力」と
あるのは「金地金の取引について
の経験、技術的能力」と、第十七
條中「歯科用金地金を」とあるの
は「金地金を」と、「第十一條第七
項の規定により主務大臣が定める
同條第一項の規定により割り当て

を受けた歯科用金地金販売業者
が、その割り当てられた歯科用
金地金を歯科用金地金加工業者
から譲り受けた場合又は同條第
三項の規定による割当を受けた
歯科医療者が、その割り当てら
れた歯科用金地金を歯科用金地
金販売業者から譲り受け、若し
くはこれを歯科医療の用に供す
る場合

られた齒科用金地金の価格」とあるのは「第十條の規定により加工用金売さばき業者が金地金を売却する場合について主務大臣が定める価格」と読み替へるものとす

第十八條第三項中「前條」を「第十七條」に改める。
第十九條第三項中「前條第三項」を「第十七條の二第二項又は前條第三項」に改め、同條第四項及び第五項中「第十四條第一項」の下に「第十七條の二第二項」を加える。

第二十二條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を次のように改める。

四 金納入者
五 加工用金売さばき業者

六 金地金を買い受けた金需要者
第二十二條第二項第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「買受」を「割当」に改め、同項第三号中「第十四條第二項」の下に「第十七條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同條第三項第二号中「金地金その他の」を削り、同條第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、齒科医療者から報告を徴することができ

第二十三條第一項中「第二條第六項」を「第二條第五項」に、「第十四條から第十九條まで及び第十八條」を「第十七條まで及び第十八條」に、「第九條まで」を「第九條まで及び第九條の四」に、「その他の規定」を「第九條の規定における主務大臣は、第十四條第一項、第十七條の二第二項又は第十八條第一項の規定により認可すべき主務大臣とし、その他の規定」に改め、同條第二項において準用する第十四條第二項、第三項及び第六項並びに第十五條から第十七條までの規定を含む。」に改め、同條第二項中「第九條まで」の下に「及び第九條の四」を、「その他の規定」の下に「(第十七條の二第二項において準用する第十四條第二項及び第六項並びに第十五條の規定を含む。)」を加える。

第二十四條第二号及び第三号を削り、同條第四号を同條第二号とする。
第二十五條第一号中「第九條第二項」を「第九條の四第一項」に改め、同條第二号を削り、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号中「第十八條」を「第十七條の二第二項又は第十八條」に、「を売却しなかつた」を「又は金地金を売却しなかつた」に改め、同号を同條第三号とし、同條第五号の前に次の一号を加える。

四 第十七條の二第二項の規定に違反して認可を受けないで加工用金売さばき業者を営んだ者

第二十六條第一号中「第九條第六項」を「第九條の四第五項」に、「第十八條」を「第十七條の二第二項又は第十八條」に改め、同條第二号中「第一

項」を「第一項又は第四項」に改め、同條第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同條第四号中「第五項」を「第六項」に改める。
第二十八條中「貴金屬地金、齒科用貴金屬地金又は金地金」を「金地金又は貴科用金地金」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前に改正前の貴金屬管理法(以下「旧法」という)第七條の規定により主務大臣に対して政府の所有に係る金地金の買受の申請をし、且つ、この法律施行の際当該申請に係る金地金について旧法第九條第一項の規定による通知を受けていない者は、改正後の貴金屬管理法(以下「新法」という)第七條の規定により主務大臣に対して金地金の割当の申請をした者とみなす。

3 政府は、この法律施行の日から二箇月以内で政令で定める日までの間は、新法第九條の二第二項の規定にかかわらず、その所有に係る金地金を金需要者に対して旧法第十條の規定により主務大臣が定めた価格で売却するものとす。

4 この法律施行前に旧法第九條第一項の規定による通知を受けた者で当該通知に係る金地金を政府から買い受けていない者(この法律施行前に当該金地金を政府から買い受ける権利を失つていない者に限る)は、前項の規定の適用については、金需要者とみなす。

5 旧法第十四條第一項の規定により主務大臣の認可を受けた齒科用

貴金屬地金加工業者(齒科用金地金の加工について認可を受けた者に限る)又は旧法第十八條第一項の規定による都道府県知事の認可を受けた齒科用貴金屬地金販売業者は、それぞれ、この法律施行の際、新法第十四條第一項の規定による齒科用金地金加工業者としての主務大臣の認可又は新法第十八條第一項の規定による齒科用金地金販売業者としての都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕
○平沼彌太郎君 只今上程されました貴金屬管理法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を申し上げます。

本案は現行法に規定されている銀及び白金族地金に関する統制を撤廃すると共に産金の振興を図る見地より、金地金についても貨幣用以外の金は妥当な範囲でプレミアム付価格による売買を認めることとしたため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に改正点の主なるものを申し上げます。第一に法律の題名を「金管理法」に改めるほか、「貴金屬」を「金」に改める等の字句改正を行い、銀及び白金族地金に関する政府買入及び売却の制度を廃止しようとするものであります。第二に、政府所有の金地金を直接需要者に売却する現在の制度を改め、需要者に対しては従来通り割当を行うと共に、その割合に見合う金地金は、政府に納入した金銀業者等に対してそれをれ納入量の割合に依りて売戻しを受け、政府の拂下価格を超えるプレミアム付価格で需要者に売却することを認めることとし、これに伴い、その取引の円滑化を図るため、新たに中間売買業者として、主務大臣の認可する加工用金売さばき業者を設けようとするものであります。第三に、金地金取引価格の国際的価格等に鑑み、主務大臣は金銀業者等及び加工用金売さばき業者が金地金を売却する場合の最高価格を定めるほか、需給調整上必要あるときは、その所有する金地金の売却に關して所要の指示を行い得るよう規定しようとするものであります。

本案につきましては、通商産業委員会と連合審査をいたします等、慎重に審議いたしましたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知願います。かくて討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 過半数を認めます。よつて本案は可決せられました。

昭和三十七年五月十二日 参議院会議録第三十八号 貴金屬管理法の一部を改正する法律案

昭和三十七年五月十二日 参議院会議録第三十八号 貴金屬管理法の一部を改正する法律案

と、第一は、現行の規定では、登録を受けたホテル及び旅館の營業用の固定資産に対する特例耐用年数の適用が、従来法人所有のものに限られておりましたのを、個人所有のものにもその適用範囲を拡大したことであります。第二は、昨年五月に実施されました所得税法及び法人税法関係令規の改正に伴いまして、一般のホテル及び旅館の營業用固定資産の耐用年数が大幅に改正になりました。そこでこれらとの均衡を図るために、本法の適用を受ける登録ホテル及び旅館についても特例耐用年数の改正を行なつたことであります。第三は、外客の宿泊施設として真に適當なるホテル及び旅館の資格を備えさせるために登録基準の引上げを行なつたことであります。以上の三点がその要点であります。

次に運輸委員会における主なる質疑について申し上げますと、先ずこの改正案により登録基準が引上げられました場合、現在の登録ホテル及び旅館のうち、失格する者の有無について質しました。その結果、ホテルにつきましては、殆んど全部が現状のまま適格條件に適合しているが、旅館については、多少改造或いは客室の増設を必要とするものがあるが、基準に適合させる施設の改良については、本改正法施行後三カ年間の猶予期間が認められておられるか、その間に適格條件を取得するものと思ふとの政府委員の答弁がございました。

した。次に、耐用年数の改正について、なお短縮させる余地がなかつたかとの質問については、この法律施行当時すでに大幅な特例耐用年数を認めて来たので、今回改正しようとする程度の短縮はホテル、旅館の収益状態から見ても適當であると認められたとの政府委員の答弁がございました。その他若干の質疑がありましたが、これらについては速記録について御覽願いたいと存じます。

質疑を終り続いて討論に入りましたところ、高田委員より、この改正法律案では助成の方法が甚だ微温的であるが現行法よりは一步前進するもので、その意味において賛成する旨、並びに今後の情勢によつて一層の助成を希望する旨の意見の陳述がありました。これらで討論を終り直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り、可決すべきものと決定いたしました。

第、公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時五十分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、新議員の紹介
- 一、常任委員の指名
- 一、議員の請願
- 一、議員派遣の件
- 一、早大事件と最近における警察の實力行使に関する緊急質問
- 一、最近統死しつつかある学園事件、政治教育、学生運動等に関する緊急質問
- 一、人権擁護に関する緊急質問
- 一、警察の学園干渉に関する緊急質問

- 一、日程第一 図書館法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 国民健康保険再建整備資金貸付法案
- 一、日程第四 貴金屬管理法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第に御通知いたします。

- 出席者は左の通り。
- 議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君
- 議員
- 藤野 繁雄君 波多野林一君
 - 野田 俊作君 菊川 宗敬君
 - 常岡 一郎君 伊達源一郎君
 - 館 哲二君 竹下 豊次君
 - 高橋龍太郎君 高橋 道男君

高橋龍太郎君	高田 寛君	林屋龜次郎君	北村 一男君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君	中山 壽彦君	岩沢 忠恭君
小宮山常吉君	小林 政夫君	木内 四郎君	泉山 三六君
楠見 義男君	木下 辰雄君	黒川 武雄君	横尾 龍君
河井 彌八君	加藤 正人君	石坂 豊一君	滝野 清雄君
片柳 眞吉君	柏木 康治君	大隈 信幸君	木内キヤウ君
加賀 操君	尾崎 行雄君	谷口弥三郎君	稻垣平太郎君
奥 むめお君	岡本 愛祐君	成瀬 晴治君	山花 秀雄君
岡部 常君	石黒 忠篤君	門田 定藏君	江田 三郎君
赤木 正雄君	結城 安次君	三輪 貞治君	小林 孝平君
山川 良一君	島津 忠彦君	三橋八次郎君	小瀧 彬君
上原 正吉君	岡田 信次君	中田 吉雄君	栗山 良夫君
青山 正一君	玉柳 實君	梅津 錦一君	三好 始君
中川 幸平君	大矢半次郎君	深川タメエ君	荒木正三郎君
郡 祐一君	廣瀬與兵衛君	内村 清次君	羽生 三七君
松平 勇雄君	加藤 武徳君	紅露 みつ君	石川 清一君
城 義臣君	植竹 春彦君	松浦 定義君	高田なほ子君
古池 信三君	小杉 繁安君	森崎 隆君	吉田 法晴君
石川 榮一君	木村 守江君	和田 博雄君	山崎 恒君
西山 龜七君	大谷 鑿潤君	深川榮左門君	岩木 哲夫君
一松 政二君	仁田 竹一君	岩男 仁藏君	菊川 孝夫君
徳川 頼貞君	大島 定吉君	一松 定吉君	堀木 鎌三君
黒田 英雄君	小林 英三君	岡村文四郎君	小笠原三三郎君
中川 以良君	川村 松助君	榊 繁夫君	木下 源吾君
寺尾 豊君	溝口 三郎君	金子 洋文君	須藤 五郎君
三浦 辰雄君	小野 義夫君	岩間 正男君	兼岩 傳一君
小串 清一君	重宗 雄三君	千葉 信君	木村精八郎君
大野木秀次郎君	入交 太藏君	堀 眞琴君	鈴木 清一君
宮本 邦彦君	平井 太郎君	岩崎正三郎君	上條 愛一君
杉原 荒太君	秋山俊一郎君	千田 正君	東 隆君
鈴木 直人君	石村 幸作君	松原 一彦君	田中 一君
高橋進太郎君	堀 末治君	加藤シヅエ君	山田 節男君
鈴木 恭一君	愛知 揆一君	齋 武雄君	大山 郁夫君
安井 謙君	平林 太一君	羽仁 五郎君	矢嶋 三義君
長島 銀藏君	平沼彌太郎君	永井純一郎君	カニエ邦彦君
竹中 七郎君	有馬 英二君	松永 義雄君	相馬 助治君
菊田 七平君	小川 久義君	中村 正雄君	榎橋 小虎君
瀧淵 春次君	滝井治三郎君	小泉 秀吉君	曾根 益君
前之國喜一郎君	駒井 廉平君	松浦 清一君	片岡 文重君

昭和二十七年五月十二日 參議院會議録第三十八号 國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案

昭和二十七年五月十二日 参議院會議録第三十八号

國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君
 文部大臣 天野 貞祐君
 運輸大臣 村上 義一君
 労働大臣 吉武 惠市君
 厚生大臣 山崎 猛君
 國務大臣 山崎 猛君

政府委員

国家地方警 斎藤 昇君
 察本部長官 龍野喜一郎君
 法務政務次官 岡原 昌男君
 法務府検務局長 戸田 正直君
 法務府人権 擁護局長 稲田 清助君
 文部省大学 学術局長 松野 頼三君
 厚生政務次官 久下 勝次君
 厚生省保険局長 海上保安庁海 事検査部長 松平 直一君

(参照)

五月十日議長において、左の通り議席を変更した。

三 早川 慎一君
 四 波多野林一君
 五 野田 俊作君
 六 西田 天香君
 七 中山 福藏君
 一〇 田村 文吉君
 一一 伊達源一郎君
 一二 館 哲二君
 一三 竹下 豊次君
 一五 高橋 道男君
 一七 高田 寛君
 一八 高木 正夫君
 二二 佐藤 尚武君
 二三 西郷吉之助君
 二四 小宮山常吉君
 二六 高良 とみ君

三〇 加藤 正人君
 三一 片柳 眞吉君
 三二 柏木 庫治君
 三三 小野 哲君
 三四 尾崎 行輝君
 三五 奥 むめお君
 三六 岡本 愛祐君
 三七 岡部 常君
 三八 梅原 眞隆君
 三九 井上なつゑ君
 四〇 伊藤 保平君
 四一 飯島連次郎君
 四二 山本 勇造君
 四三 山内 卓郎君
 四四 川上 良一君
 四五 川上 嘉市君
 四六 青山 正一君
 四七 石原幹市郎君
 四八 小瀧 彬君
 四九 工藤 鐵男君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十 円

発行所 東京府板桥区市谷本村町一五
 印刷 印刷 印刷
 電話 九段 四三二一
 郵便 東京 一〇〇〇〇 官報課